



婦  
女  
性  
理  
學  
全

米國那普平原著  
日本堀誠太郎譯述

第貳編  
第七部

明治十一年六月發行



特25  
242

PHYSICAL  
LIFE  
OF  
WOMAN.

明治十一年三月刊行 堀誠太郎譯

米國那普平斯著  
婦女生理一代鑑  
千八百七十四年費府出版

山陽長門 司命堂藏版





鑽石社會利形

Yours cordially  
Geo. W. Rappaport M.D.



明治十一年二月

贊成

化育

正五位松本順





婦女性理一代鑑序

女教ノ重シクヘキ東洋諸國夙ニ其說アリト雖モ其主旨專ラ男子ノ後ニ從フニ在リテ所謂順ヲ以テ正トナスハ一點ニ外ナラズ女子ニメ男子ニ並立シ相協ヒ相輔ケテ各其天賦ヲ完テスルノ道ニ至リテハ深ク之ヲ講究スル下チ久其弊竟ニ女子ヲ視ル下玩物家畜ニ俎ニ世ハ需用ト玩弄ニ供スルモハ如クナルニ至リ是人文未タ世ニ明カナラサルヨリ爾モ其理ハ未トモ女子モ亦自棄ユレ甘シカハ陋習ニ安ルニ坐スルモハ尠ナカラス抑女子タルモハ妻トシテハ其夫ト共ニ家事ニ任シ母トシテハ其子ヲ教ヘホ夫長シ器







二の書と異なる所以をしらしめ倍江湖の信憑を固ふせんことを冀望す

明治十一年六月

堀 誠 太 郎 識

先づ此書の性質と目的とを説明する爲に二三言を開陳するの不當も  
あらざるべし抑此書の目的の新説大胆にして恐らく世人の批評を  
免るゝとなかるべしと思ふが故に著述者の前以て辨明をなすとあり  
○過る二三年間、術學士の研究を以て婦人の性理、婦人の病及び此病  
を豫防する適當の方法に關して數多の事實を發見せり如此き教示を  
普く世人の了詳するに至らば其效驗は各人及び社會一般の鴻益とあ  
ると照明なり偏り困難とせる所の未だ嘗て世間平常の交際、於て親  
しく發論せられざる條項を判然明瞭に陳述して人心に適ふ様、爲と  
となり然りと雖も醫師たる者の日々如此き事件を有體に適當なる言  
語を以て話すとの其職とせる所なるが故に著述者の右の困難、打勝  
三つと成し難き、あらずと感覺せり○斯もその數少しと雖も世間上等

原書の序

先づ此書の性質と目的とを説明する爲に二三言を開陳するの不當も  
あらざるべし抑此書の目的の新説大胆にして恐らく世人の批評を  
免るゝとなかるべしと思ふが故に著述者の前以て辨明をなすとあり  
○過る二三年間、術學士の研究を以て婦人の性理、婦人の病及び此病  
を豫防する適當の方法に關して數多の事實を發見せり如此き教示を  
普く世人の了詳するに至らば其效驗は各人及び社會一般の鴻益とあ  
ると照明なり偏り困難とせる所の未だ嘗て世間平常の交際、於て親  
しく發論せられざる條項を判然明瞭に陳述して人心に適ふ様、爲と  
となり然りと雖も醫師たる者の日々如此き事件を有體に適當なる言  
語を以て話すとの其職とせる所なるが故に著述者の右の困難、打勝  
三つと成し難き、あらずと感覺せり○斯もその數少しと雖も世間上等







米利蘭土州ボルチモア華聖東大學醫學部の産科教師醫學博士ハ

イブエー、エル、バイヤード氏よりの證狀

余貴君の著述せる婦女性理一代鑑を熟讀して太だ感服せり即ち此書を著せし我國の婦女子益せんを欲してなり余ハ最も熱心して之を我國の婦女子に奨讚するに於て豈躊躇すべけんや余貴君が斯く論じ難き條件を巧みと説論せしを讚歎す而して此國久しく要求せる所の缺乏を充るものとして余ハこれを世間と勸奨せんと欲す抑此書中と説く所の盡く眞理と適ふの要言なり婦女子たる者其身固有の天性と天賦の義務とを親しく了知するとより尙適當必要なるもの之れある可けん手

醫學博士ナフェリス君

ゼンブア醫學学校の現術醫學教師醫學博士エツチ、エン、イーストマン氏よりの證狀

余貴君の贈れる婦女性理一代鑑を正と熟讀し卒れり余ハ此書を指して絶妙なる著述にして方今殊更と要用なる書なりと明言することを遅疑せず此書たるや眞實高調勇壯の體裁とて盡く婦人子の繁榮と幸福とに欠くべからざる教諭なり依て我國中の成女及び妻母たる者手裡に置かずんばあるべからず

醫學博士ナフェリス君

ポストン府の著名なる傳教牧師ダブルユ、エツチ、エツチ、モロー法師



八 婦女性理一代鑒と題せる著書も余が證狀を付するの著述者も對し余  
 の感謝の誠心を表するが爲なり斯る著述を要すると何國何時代か今  
 日我米國より尙切なることあらむ此國及び世界中の妻母たるもの各  
 此書の一部を所有するに至るまで普く江湖に之を紹介するを以て余  
 が責任とするを悦ばざらんや著述者の實は此書中も於て必要の教諭  
 と忠告とい舉て示さざるいなし正しく著述者の功勞の基督宗の諸人  
 及び人間社會の爲めを計る人々の歡謝も當るは足れり  
 醫學博士ナフェリス君  
 余此書の讀み終るに於て余は余の著述者たるに對し余の謝意を  
 表すに余の謝意を

第二編 目次 二章

第二十章	妻女たるの生涯の
第二十一章	婚姻の當夜
第二十二章	夫婦同室に臥し及び同衾するの可非
第二十三章	寢臺の如何なる種類を以て最も健康に適ふや
第二十四章	色情の徳及び正當たる事
第二十五章	色情に放肆と抑制とを付て論ず
第二十六章	情交を爲すべからざる時宜
第二十七章	情交は苦痛あるときの情態
第二十八章	不妊の事
第二十九章	子女を設つことを請願ふ妻女に對しての示諭
第三十章	子女の數を制限する説



- 第十一章
- 第十二章
- 第十三章
- 第十四章
- 第十五章
- 第十六章
- 第十七章
- 第十八章
- 第十九章
- 第二十章
- 第二十一章
- 第二十二章

墮胎の罪惡  
 孕胎の理  
 情交の實を結びたる徵候  
 眞人の愛情を保存する如何して可き乎  
 遺傳の總論  
 美麗の遺傳  
 頸及び四肢の遺傳  
 色澤の遺傳  
 両親の各より遺傳たる性理の質  
 毛髮の遺傳  
 氣質の遺傳  
 多子の遺傳

- 第廿三章
- 第廿四章
- 第廿五章
- 第廿六章
- 第廿七章
- 第廿八章
- 第廿九章
- 第三十章
- 第三十一章
- 第三十二章

長壽の遺傳  
 不具の遺傳  
 各人特癖の遺傳  
 美兒を得るの法  
 才智の遺傳  
 女兒の身も現るゝ父親の感勢男兒の身に現るゝ母親の感勢  
 遺傳の性質を左右する教育の感勢  
 病痾の遺傳  
 疵傷及び病疾の爲め出来たる不具の遺傳する  
 や否る乎  
 後日に於て現るゝ遺傳の成果



第三十三章

如何して遺傳の癖を避くべき乎

第三十四章

何故婦人の數の男子に比ぶれば過多なる乎

第三十五章

男女の性の隨意に造り得らるる乎

第三十六章

双子産

第三十七章

双子の産る原因の胡爲ものぞ

第三十八章

親族の大小は双子産の感勢

第三十九章

一産は二人以上の兒子を産む事

第四十章

一産に三子を産む事

第四十一章

一産は四子を産む事

第四十二章

一産は五子を産む事

第四十三章

信用爲し難き數子の産

妊娠

信用爲し難き數子の産

第四十四章

妊娠女を尊み敬ふべき説

第四十五章

妊娠の候徴及びに症状

第四十六章

流産

第四十七章

母親の痕跡

第四十八章

胎内に於て兒子の教育

第四十九章

或る婦人の妊娠中重ねて孕むと能る乎

第五十章

右に問題に付て道德上は關係

第五十一章

子女は母親の胎内にて啼くと能ふ乎

第五十二章

胎兒の男女を知るの説

第五十三章

胎内に双兒の在るや否やを知るの説

第五十四章

懐胎の時間

第五十五章

長延なる妊娠の原因



第五十六章

如何して勞力の時期を弄ふべき乎

第五十七章

妊娠中の攝生法

食物 衣服 運動 沐浴

空氣の流通 睡眠 精心

第五十八章

妊娠中夫婦の接近

第五十九章

健康上に妊娠の效驗

産居

第六十章

分娩の預備

第六十一章

分娩の近よる徴候

第六十二章

現實の勞力の症狀

第六十三章

勞力の原因

第六十四章

勞力中の注意

第六十五章

看護人への示諭

第六十六章

産母への注意

第六十七章

産兒への注意

第六十八章

分娩後母親への注意

第六十九章

苦痛を見るときとなしよ分娩を爲すの法

第七十章

産床に死亡

第七十一章

産兒の重量及びその身長

第七十二章

勞力の時間

第七十三章

死兒産

第七十四章

産後の不攝生

第七十五章

分娩後體の形ちを守る事







二

なれば婦人の後來の種類の泉源並びに蓄藏處なればなり是故に婦人の已れが地位の性質と責任とに付て全く曉知らざることをなかるべしといふに敢て無益の誠にあらざるべし扱この不知といふ言辭は即ち艱難疾病時として天壽を認るに至るの意味なり然れば則ち人事の甚だ重要なるの中に就て此事に關するもの術學に問ひ質さずんばあらず○婦人始て婚姻すれば其充分の結菓とする人母となるがとく自づから多少の苦みを見るものなり此新生涯の初歩を期て發る處の苦痛を避け且減少せんがために爲すべきと多し即ちこの目的を達するに婚姻の時日を撰定ことに注意ずんばあらず余前編に於て婚姻を成就するに適するの時日月経再發の凡そ中間を撰ぶべきことを説けりこの時日の孕胎ことなき期なるが故に母および子女のために甚だ良とす夫婦始めの間の情交の不妊期を撰ぶべしといふ理由の新

三

たになせる婚姻の情交よりして妻女の身に發る悒勞の懷妊するも當りて發る身體の動亂の始まる前に鎮癒よとを欲するがためなり若し斯の如く深重なる變化二ながら相踵て過急も發るとき其身堪がたかるべし故に月経後凡そ十日目を以て婚姻を行ふも適當せる時日をす○時として婚姻を成就し難きことあり此故障を取除ことと於ての常に用心と工夫と及び耐忍こと肝要なり必ず性急粗暴なるがとき處置をなすべからず偏も恐るべきの堪忍なき性急より生ずる處のものなり優しき手段を以て凌ぐも尙大なる抗抵を覺ゆるがとき稀なる場合も臨んで何事の自然も反對たることのあるや否を搜索すんばあらず然るときも暴行するの唯禍害を生ずるものとて危難なきにあらざるが故に醫術も依頼ずんばあるべからず如何となれば斯のとき偶然のことと於ての醫術より外か其補助を與ふるものなければ



四 なり○婦人最初の情交の通例少量の血汗を出すものなれども婦人毎  
必すしも血汗を出すゝあらず仮令出血するまとなきも聊念頭は懸  
るにたらず昔時の此出血するを以て未通女の証となせり猶太人亞羅  
比亚人其他諸國の人民の此血汗を注意して貯へ保ち以て新嫁女の貞操  
なる証據として他は誇示せり是れ笑ふべきの誤解なり出血のあると  
なまとの等しく屑とするゝ足らず如何となれば寡婦又久矣夫婦は  
離居する妻女の屢同様の經驗を爲せばなり又婦人の性質のこの事  
付て關係なきにあらざ水脈質として色青白き白色人の彼局部弛緩な  
るよりして自帶は苦しむか或は生得虚弱なるものゝ其痛み少くして  
出血すること少なく又全くなきとあり嘗て斯のとき患は罹らざる  
的として其色黒人の之と異て出血すると多し如何許益用なると雖も  
新嫁女の浴湯し或は付藥する等のとの現は行ひ難きものなるが故

暴行して傷損するとなかれ女子生涯の此大變化の頸部の腺の膨脹と  
焮衝を發すまとあり○夫婦の交誼の大抵最初の數周の間多少苦痛あ  
り又總身の動亂及びに精神の不順なること是れより生ずると多し此  
煩ひの新嫁女をして身體の鎮靜と精神の平穩とを專一とせしむべき  
に却て新妻をして急ぎて彼方此處に旅行なさしむるがとき愚昧なる  
慣習より増長するものとす又此期に當て過度の淫欲を放肆にするの  
種々の焮衝病を生ずるの根元にして一時妊娠こそを妨げ及び不健康  
を引起すが故に夫婦始めて接近たる後三日の間夫婦をして離別せ  
しむる處の古代の風俗の新婦を休息しめ且其氣力を恢復せしむるこ  
とに於て甚だ良き習慣とす斯のときすれば何事も損失することなく  
却て大に益する處あるべし○然れども暫時にして都ての刺戟治りて  
五 總身にても局部にても此大切なる義務を行ふとに於て毫も苦痛を覺



六 ゆるとながるべし當時苦痛のある病氣となるの前徴たるが故に余  
のこの事に付て後章に説明さんと欲す

第二章 夫婦同室に臥し及びに同衾するの可否

人間生涯の三分の一の睡眠に過了すものなりこの無神経にして休息  
するの時間の活動を新鮮になすがために甚だ必用なるものにして  
夫婦の健康のみならず其子女の健康も亦此事の適當管理に關ると多  
し寢室を異にし又同室にして寢臺を別にし或は同衾するに就て健康  
及びに歡樂の上に功ありといふここに付て從來記載せる書多しこの  
混雜たる問題の一の規則を以て萬例に適ふ様に定むると難かるべし  
概して論ずれば方今米國及び他の數國に於て流行する風俗夫婦同衾  
を云ふを變んと欲することにして於ての性理上に於いての毫末も益ある  
ことなしと明言ことを得べし夫婦共に健康にして幾んど同じ年齢な

れば廣潤なる閨房に同寢するも妨げなし却て此の事の嘉すべきとな  
り其故の一層親密なる交友を發すがために雙方の愛戀を開發し且之  
を維持するものなり(往昔ズールイッチに於ての争口易き夫婦ありて  
離縁の事を訴るときは官吏先づ夫婦の言んど欲する處を聽ぎして一  
室を閉籠ると三日且一個の寢臺一個の机及び皿碗共一個を與へ  
食物を與ふる時も夫婦を見るときは且話説するを番人禁止め而  
して後之を糺すとき彼等双方とも離縁の事を求めざるの平常の  
よしとなりと云へり○前條に述たるとく某事情に因て夫婦同室は寢  
るの害あり夜間新鮮なる空氣の某分量の各人の要むるところにして  
一旦呼吸したる空氣の毒を含み睡眠の間肺臟と皮膚よりして斷えず  
吐氣ものとして此吐發する空氣を復た吸込む害あるなり一丈二尺  
七 四角の閨房に絶えず空氣の交換は適ふがとく充分なる空氣を設く



るよわらざれば二人の閨房は狹し二人の寢室は少くも二千四百立方尺の空氣を有たずんばあるべからず詳か云へば一分時間四十分方尺の割合なり如何となれば一分時間新鮮なる空氣の二十立方尺の健康なる壯年の人よ要する處なりと定められたればなり○極若年人よ極老年の人との必ず同衾すべからず夫婦の年齢を以て論するは祖父と孫女とのとき差異あれば各々別室を守らざんばならず○某病疾の同衾するよ因りて住するものなり肺病的の寢室は他は傳染るよ勢力強き根元たる人の能く知れるところなり伊太利亞に於ては肺病よて死するものあれば死後その寢室を毀失こと一般の俗なりとす二三年前に結節肺病の吐氣よ因て人間より畜類に傳染たることあり茲に登錄たる確實なる例數多あり即ち其両親も健全よ其身も健康なる年少女子よして肺病を患る男子よ嫁入り日ならずして同病に罹り

或例よおいては其夫婦よ先だちて死せり此異常なる例は其病毒寢寐の間よおいて傳染たること明なり故よ夫婦の中孰れよても肺病を患るときは同じ寢室或は同室よ終夜ふすことよ甚よ不注意のことなりとす

第三章 寢室の如何なる種類を以て最も健康に適ふや

鳥毛の褥の男女共よ健康に補ひわらず羊毛或は羊毛と馬毛とを混合たる臥褥の甚だ之れよ勝れりよ總て臥褥の一年よ一度宛解縮てその中を空氣と日光とよ乾燥を良とす夜間寢たる人の發氣と發汗とを以て久しく満濕したる臥褥の健康よ害あり又海綿を入れたる褥よ臥ることの子孫を繁殖さんと欲する人の補助となるは往昔の著述家の確言よして今世の名家の賛成するところなり故よ近來用ゆる壓着たる海綿の臥褥の親族の繁殖を欲ふ夫婦よ至極適當ものなり又へ



ロツツ(桐)の類の枝葉を入れて製たる臥褥も上等しき功能ありといふ  
 の能く人の知れる處なり○尖圓子を結ぶ樹の香氣の婚姻の實を得る  
 る感力あるの人人能く之を知れり故に松林に居住する人の概して衆  
 多の兒子を儲なり○寝衾の過度も多なるの甚だ害あり且病中もあら  
 ざれば寢室も暖爐を設くるの害ありとす若し睡眠中甚だ温熱なるど  
 さの發汗を生じ又心臓の活動力を増し總身を倦憊せるものなるが故  
 り此二者の安眠を妨げ身體の休養を障碍するものたり是故に虚弱なる  
 妻女及び下血し易き婦人の臥衾の量も付て殊更に注意すべしあるべ  
 からず

第四章 色情の徳及び正當たる事

某名高き醫學著述者の色情の濃薄も付て女子を三等に分てり第一の  
 世人一般に想像より多くして情感の薄く或は全くなき的なり第二の

女子の第一に比ぶれば其數衆しと雖も女子の全數に比較れば未だ小  
 類なり此等級の女子の多少強盛なる情感を覺ゆ第一の部類に屬する女  
 子の丁度盲人の物色を知らざること他女子の情感の濃薄を察す  
 ること能はず故に此輩の自己の思考もおいて誤解ことも多し第三の女  
 子の強半をなせり此部類の女子の色情の總て他の欲情も於るがごとく  
 適當の度量なり○女子として色情あるのその品行を下落るといふの  
 虚妄の説として造化の理も反けり物性學に於て最も明亮も其徳さ  
 ること及び正當なるを指示せり或妻女の夫婦の責任を避け嫌ひ或  
 の之を念頭も懸げざるを以て誇顔あり是等の女子の自己の無情と官  
 能の沈没とも付て不具ならざるがごとく説せり抑陰部の不整又之と  
 同じく官能の損毀を以て造化の咎めを受けたる的もあらざれば妻女  
 たる人の皆愛の税を受取り又之を支給べきことを命ぜられたるもの



なり格別かくべつ又苦くるしむとなくして此秘密ひみつなる法律おきての働はたらきより退あひせくよきを満まん足たりせる婦人かじんの此一事このいつじ又於おて其身そのみの形造つくり充分じゅうぶんならずして其身中そのみうちの特別かくべつなる功用こうようを缺かく處ところあるを現あらはそなり抑人間世界おさくじんげいは男女共なんによどもに分受わけざる情欲せうよくのあらず凡そ生殖せいじよくの人間じんげんの義務つとめとして人種保續じんしゆほぞくのため醸かとこころの感かんじの各人ひとその身の保護ほごを誘導みちびくの感かんじと同じく適當あたなるものなり男女反對なんにょはんたいしたる性うまれの人のため又情せうを發はつし唯一人たいていじんのみを永久えいきう又愛あい戀れんするの人類じんげんの固有こゆうとして他の動物いぶつ的てきと異なる證徴あかしなりといふの實じつ又名言めいごんなり人間じんげんは生殖せいじよくの感かんじの斯かの如ごとく愛戀あいれんの情じやうを帶をべり所謂いはゆるこの情じやうの彼感かのかんの薰かばしきを補助たすけて之これを永遠いつまでも保續ほぞくするものなり○多くの物性ぶつせい學者がくの妊娠にんげんとると付つきて一の大切たいせつなる役やくを此感このかんじと與あたへしのみならず若もし婦人かじんは發情いはつじやうなければ妊娠にんげんせざるべしと疑うたがへり此極度このきよくどの説せつの今世いまよの術學じゆつがくの燈明あかりの中に保たもち難がたしといへども都すべて近來きんらいの名家めいけも

妊娠にんげんの夫婦ふうふ同時いつしよに愉快ゆかいを覺おぼゆる時とき又いいて一層確實いつそうたしなりといふ又同意どういせり蓋妊娠けだしにんげんの愉快ゆかいの事實じじつなり○この際さい又當あたり婦人かじんの意念いせんの胎兒はらうの形造かたち又大おほい關係かへりあを爲なすといふ亦疑またうたがひを容いるべからず如何いかんとなれば胎兒はらうの性理せいり質しつを變換かはし心理こころ質しつを定さだむればなり昔日むかしセエイクスピーヤー氏が輕薄けいはく人種じんしゆの出生しうしんを不愉快ふゆかいにして陳腐退屈ちんぷたいくつなる同衾どうきん又歸きせしのみ詩人しじんの想像おぼえがり又あらず○久ひさしく情欲せうよくを抑制つしたる成果せうこの其兒そのこ子どもは現あらるゝこと又於おても又右またみぎの道理だうりなり如何いかんとなれば情欲せうよくの發動はつどうの常つね又休息時間しよくじかんの長短ながみぢ又比例ひれいものなればなり佛人ぶつじんモンテイン氏の親父おやの伊太い利亞りやと交戰かうせんするに因より三十二年間家さんじふにねんかみはあらずして歸來かへりの後斯のちかの如ごとく佛國ぶつこく文學ぶんがく歴史れきし有名いうめいなる兒こ子どもを生うめり又ゼー、ゼー、ルーシヨ一の親父おやの長ながく公斯坦丁堡コンスタンチンブルに在ありて歸來かへり其細君そのまつは貞操ていそうの褒賞ほうじやうを與あたへしなり○是故このゆゑ淫欲いんよくの情じやうの子女こどもを造つくるがため又和合わがする處ところの原素げんそを感動かんどうする



がゆゑに妊娠する前より於て既に子女の身も彰著勢力を顯すものなり爰に疑問あり即ち淫情の現在とそれを果すと如何なる成果を兩親も生ずる乎余之に答て曰んば他なし自然に適ひたる健全の發情なり而して其感力の身體の發生となれり夫れ軟弱なる婦人の性理を判然たる改良を見るに幸福なる婚姻も基くと往々これあり時として病氣なるが故に之を行なへば益募るべしと思はるゝ場合も却て養生となることあり去れば能く節制したる情欲の要用なると云ふことい道徳學に於るがごとく醫學に於ても則言とせり如何なる情欲といへども余が此に處説の情欲より大切にして且濃厚なるものあらんや醫學者の先祖および今世其跡を繼ぐ人等の人體の活潑なるを快捷なると及び精神の強壯にして且爽快といふ愛の歡樂を適宜に行ひたるは基くといふも同意せり○音樂の時として神經の總體も大なる感力を

を現さずして色情の方より格外なる衝きを現すことあるがごとし今日術學上よて此情も音樂の大なる勢力を有つことを証するがためも爭論しがたき事實を有てり

第五章 色情の放肆と抑制とに付て論ず

生殖のとたるや人間の隨意なるものなり然ながら造物主の之を各人の自由も任のして制することなきが故に人間自己の隨意を以て其身を囚虜となすこと多し依りて攝生の道理も基に此事の法律を論ずるを良とす○強て生殖の事を屢するときは其成果の總身の健康も害を生ずると人の能く知る處なり亦強て情交を抑制の危難も陷ると多しといふ如何となれば情欲も克んとして其費は處多きと之のあればなり術學の勸むる處も據れば強て放肆もびると強て抑制といふ兩ながら危険極度なるが故にその中庸を撰用を良とす又術學の示諭も從へば婦



人の氣鬱病及び其他の病を免を得べし此等の病症の色情を放肆過  
 と抑制過すとを待て發るものなり去るば此情の満足するを以て天然  
 の權理となせり○從來人間の万事も就て法律を設制たるが故も此放  
 情の一事にたいても法律を設制たるを聞くにたいて余の毫も之を  
 驚かず歴史を讀み古代の立法者の夫婦情交の法律なる此嚴重の問題  
 を以て自ら任ずるを懲らざりし即ちソロンの制たる法律も婚姻を  
 爲したる人の一个月に少くも三回宛夫婦の義務を尽さずんばあらず  
 といへりゾロアスタールの制たる律も一週間毎一回と記せりマ  
 ホメットの他の妻女として一週間より長く其夫婿も顧眷られざるも  
 のの如何なる婦人までも離縁を求るを得べしと布告せり去りながら  
 一般の標準となるべきに此等の律もあらず又其他引証にせらるべき  
 規則にもあらず人間の立たる制規の幾許尊敬すべしといへども造化

と經驗とよりて引出されたる道理の更なる大なる實價あるなり其故  
 の凡て此等の制規の數其立法者の大なる愚昧を現表の扶となればな  
 り○この事も就ての節度を以て第一とす是より由て健康を保護し強壯  
 て且愉快を得ること倍せり何事よりあらず歡樂を尊重するの術の其歡  
 樂を縱恣せざるよりあり快樂を抑制するの賢哲エピキユーラス氏の  
 理學なり○性的的愛を果すといたいて適度克己の余が後處説の  
 如く現之を行ふ人のためのみならず社會一般のため善事なり故  
 ん之を遵守の自己の益となり亦他人の益ともなるべし先づ他人の益  
 をすれば只管一身の益を計るより一層多く利益を受る處あるべし  
 去れば是より因て二重の益を得るなり即ち喜悅と交感とを返償され且  
 將來の愉快のため好嗜とと氣力とを増すものなり放情の過度の飽  
 満病も懼る歎或の愛情を消失しいたるべし情欲の節制を以て自ら満



足する處の眞實の愛の情欲を縱恣にして數歡樂を撲滅するのより更  
 又著しき歡樂を得べし○然れば則ちハイシューヤ(健康の守神)とプイナ  
 ス美麗と愛の守神の共命するところの適度の如何なるものぞ是亦  
 定則を與入がたし術學も亦メシヤ人並びにポルシヤ人れとさき制規を  
 定むること稀なり術學は説とてその唯其極度なりカイラ(嫉妬の女神)  
 とチャリリプシス(淫亂の女神)の差も亦大なる差異を生ず上に述べたる  
 古人の制規は陋愚なることの主は人間の年齢性質年時の季節等種々  
 の感方を取捨することと殆んど彰明なり此季節たるや大陽來復して土地を温  
 暖め活動しめ草木皆緑に粧ひ諸動物の春時の軟柔なる氣を呼吸する  
 とさなり此時に當ては各動物自づから活發として生殖の春情を勃興  
 又此季節右の情を満足するの其身と人種のために最も益あるもの

たり且春時孕胎たる子女の他の季節に孕胎たる子女より成長力強  
 くして幼稚の間に死没るもれ寡なし較近英國において能く意を注て  
 比較たる數千例は統計表に此事の疑ふべからざるを証明にせり夏時  
 の末に生れたる犢牛の多く成長して健全なる動物となり難さの世人  
 の能く知れるところなり是則ち秋冬は寒氣に近づくも因ると雖も亦  
 他は理由よりするもれよして恐らくは他は理由を一層眞實とせらる  
 べし是故も春由よたいて發情の造化は之からしむるもれよして人種  
 此善良を計るためあり此季にありては他季よりも一層情欲を放肆に  
 すとも我身を損害することおかるべし之に異ありて夏時の生殖は機  
 關を使用に最も適合ざる季あり又秋冬は間の萬物實ざるは季あり且  
 秋冬の情交は過度よりして身體を害ひ易きもれたり○氣質の體中  
 諸機關は功用を制御するがごとく生殖は功用を制御するに勢威強き活



力あるもれあり神経質は人の大望を心懸るがとく多血質は人の愛を以て其主情となすといへり又一例に於ては神経は一種特別に情態によりて情交を催促或は忌避ふとあり某婦人の假令適度を行ふといへども害毒となりて情交の後數日間頭痛を發し或は疲勞のため又惱むことあり〇年齢進みて情交の念稀くなりたるときの左に示す概律は注意べし即ち動物植物共々老衰たる時及んでの生殖の勢力は已に枯死たりと故に年少き時情交よりして暫時疲勞を覺ゆるもれも老衰よりありての一層重くして且長病を一連て起すもれなり〇生得虚弱殊に胸部は弱き人の愛情を満足するとおいては慎まざるべからず斯れとき人の情交よりして劇しき吐血をなし終に死にいたりしとの確例あり凡て生活物の動物植物を論ぜず繁生のためは強く感ずるものあり人間及び禽獸のこれがためは疲勞して精神を消亡ふと

あり又求愛の時より誠々美麗く爛熳ところの草木は盛花も一とび交接を遂たる後ちの自づから凋落るあり故に子孫生殖こと因て自己生命を短縮ざる様注意の肝要のとき動物植物共々交接し過度がためは其生命を短縮るといふより確なるといわらざる人間は快樂を縱恣にするの疲勞と虚弱とを生じ容貌の美麗と動作は優柔とを犠牲とするあり若し情交は過度と久しく續くときは痙攣及び官能は虚弱を生じ殊に視官の虚弱を發し神経の功用を殺ぎ記憶力消失終に肺病或は死を引起すといたる現今存命して在る高名物性學者の一人左の則言を主張せり各人身體の開發と生殖との轉比例の割合として身體の健康の最高度の情交を眞の適度より過超せば保存がたし〇余が今發言せし概の理は健康を規則立てるといふに緊要なるものにして此の論題は付て從來時々定められたる明細の規則より更は示論と



あり且要用のものといは

第六章 情交を爲すべからざる時宜

爰に情交の非常な適當なる時あり第一コーリンシヤンズ(耶蘇宗教の書篇の名)の第三及び第四句において夫妻孰をにても一方より要求らるるるとき夫婦の義務を避け嫌ふべき権理なしといふとを訓諭せり然るも爰に婦女あるもの之を避け嫌ふべき條理の原因あり○夫婿の亂醉したる時は妻女たるもの之を避くべきと至極の道理なり凡て夫婦の中就れよても一方亂醉したる時は懐胎して痴呆ならび瘋癩の子女を産み出すとあり但し此事のありたるは往時數回よして斯れとき時に胚胎れたる子女の其精神を危殆するは成果に付ての毫も疑ふべからざるは確証を記録し書載せり○又性理的に羸弱も數屢父母は中一匹或は二匹共に酒類を酔ひたるは播種したる成果なり又

軀體と精神は成長と發達に一種の滯止を發し又一例においては不幸なる子女仮令壯年を齡に達するまで享生ると雖も漸く椅子に倚り掛りて起立するを得て簡單なる二三語を言ひ幼兒は齷物を以て遊び戯れ始終稚童として死亡するものあり○長病後か又情交をなせば劇しくなるべき某局部は患或は體質の病あるとき情交を辭避すんばあらず心氣あしき歎身體の不愉快或は又神經の病患あるとき情交りて結果たる子女の其一生涯右の患の分子を處有べし又其傳染病あるときも辭避すべきの固より理由あることとして未だ生産する子女も對しての義務なると多し又貧窮として資財なき者或は最早兒を設くことを欲せざるは唯制規の外として至たく情交を拒絶し一理あるべし○月經中の情交の其子女をして瘰癧病に罹らしむるといへる思考の唯世俗の僻説なり然れども月經中情交の抑忍よついでに他は一層



正確なる道理あり○妊娠及び哺乳中に情交の可否又付ての問題の後章より此の事情を論ずるときは譲るべし

第七章 情交又苦痛あるとき的情態

人種のためは重大なる功用即ち眞人種の成立を維持するもの(苦痛を同伴すべき)造化の企てざる處なり故に情交るときは快樂を覺ゆきば健康なるの兆と知るべし之を反りて快樂の感なければ則ち疾病は徴候なりとす然るは行状或は衣服は不注意を極め数年の間定則て子宮の位地を轉らしたる婦人より彼は養生よして聊か害となるべき理れなき情交の反て苦痛の泉源又は病患の根元とあるべし或は婚姻するより次で發る子宮病の多し情交を過度に放肆が爲りあらずして婚姻せざる前より既し陰部が自然の位地より轉りたる婦人にして情交を爲せし假令過度にせざるもより發るものあり紐育の高名ある醫

學博士チー、ゲラード、トマス氏云へるとあり放蕩奢侈の僻習よりして其身を羸弱し又はその子宮を根元の位地より全く押出し恐くは又月經中注意惡しきがために確り子宮の變態をもちあがら婚姻の床に入りたる婦人により情交の毒とある感力を有つと猶胃中より食物をいゝ消化の機關に聊も害とあるべき感力を現さざれば既に其機關を濫りに用ひて破損したる溜飲持の人が食物を取り入るゝに消化の機關に害とある感力を現すがとと非常の苦痛ありて如奈にするとも神經の動亂を發すとき其病患の現在こと確實なるものなれば直ちに相當の指圖を受けずんばあるべからず此期もし猶豫して手當せざれば終に醫者の術を借るほどの大事に至るべし且へ斯るときは必し其困難を増長するものなり之を反りて至急で補助を爲せば斯る場合も大抵は好結果を得るものとす



第八章 不妊の事

婚姻すると雖も決して人の母親と能はざる婦人を指して不妊といひ荒漠といふ此事なるや大なる不幸の原因となる多し幸福の神の萬事を就て婚姻したる夫婦を恵むといへども若し其志を嗣ぎ家を繼ぐべき單一人の子女も恵み賜とを嫌へるときに恰も笑顔も察感を含むがとくあるべし故に此事情の理由を搜索し其働を如何に拒絶或は治すべきや否を吟味するの大切あることと云ふ○蘇國エツシンボ  
ルグの醫學博士ダンカン氏の立派なる研究は因て左の事を顯しせり  
「子女を設べき賦性の夫婦の婚姻を行ひしときより最初の子女を産出  
るときとの中間の大凡十七ヶ月あり而して婦人の荒漠あるや否やの疑  
問の婚姻を行ひし後三ヶ年の中間に決定らる」と若し婦人此年月に子女  
を設ざれば其後いたりて假令子女を産とありと雖も誠は僥倖とい

ふものとして丁度一と十三の比例を以て婦人は背けるあり故に婚姻  
の後三ヶ年中に子女なきとさる其不妊の之匡救得べき某不具の事情  
は關係や否やを研究し子女を有んと欲する人のために甚だ重大な  
るとなり○子女を設とを望むる婚姻を行ふ時に當て妻女の年齢の  
大なる關係を爲すものあり新婦の年齢二十五歳以上とわいてその  
年齢の増加は從て婚姻の期と初産の中間延長なるものあり如何と  
れば二十歳より二十五歳までの婦人の最も孕み易き期のみならず婚  
姻して後妊娠生涯を始むるも此年齢より若き歟或は年長たる婦人に  
比ぶれば尙速かあるとを發明ばなり早き婚姻二十歳以前の時として  
晩き婚姻二十四歳以後のものより孕み易きことあり英國に於ては尙  
深く左の經驗を得たり即ち十五歳より十九歳の中間に婚姻を行たる  
婦人の中大概十四人に一人の子女を生ことふし二十歳より二十四歳



の末までに婚姻したる妻女の殆んど皆子女を持てり而して此年齢を  
 超れば婚姻を行ふべきの年齢の増加に従て子女を生ざる例漸次に増  
 せり○爰に不妊に二の種類あり是れ物性の然らしむる處にして總て  
 の婦人之あるものあり即ち未だ成女とふらざる處女の「不妊」と年老て  
 月經の注出を歇止たる婦人の「不妊」是あり然れども極めて稀なる例  
 おいての年老て月經の歇止たる後妊娠することあり嘗日公布せられ  
 たる一例より月經歇止たる後九ヶ月よりして妊娠せり又他の例よて  
 月經歇止たる後十八ヶ月よりして妊娠せり又極めて稀なる例よて  
 處女の未だ月經を見ざる以前より妊娠したることあり○晩く婚姻した  
 る婦人の從て不妊の齡も達すること遅し是即ち妊娠を始むることの  
 遅きを償へんがため其生涯の晩よいたるまで子女を生るの理あり去  
 がら此より早く婚姻したる婦人より比ぶれば年齢の増進まで子女を生

ことを續次どいへども元來子女を生産の年時の他の婦人より短か  
 し造物主の此婦人の成女の始よいて女たるの義務を盡さず失ひ  
 たる時間を其生涯の終末に於て全く償ひ成さしめず如何と云れば早  
 く婚姻したる婦人の妊娠する期の年齢増進して婚姻したる婦人に比ぶ  
 れば仮令早く終るこいへども積りて見れば妊娠生涯の年時の甚だ長  
 ければなり○是迄子女を生たる妻女三三年の間胎胎ざれば爾後大概  
 妊娠せざるべし且此時間の長くなるも從て孕胎こと倍少し初産の後  
 尙孕胎ことを歇止ざる婦人の産と産との平均時間の大凡二十ヶ月な  
 りとす○婦人乳を哺せる中の大概孕胎ざるものなり就中産後早き月  
 の間の孕胎ざるものなり如何となれば乳を哺せる間の生活力の總て  
 醸乳の方より集ればなり乳を哺るとを九ヶ月或は二十ヶ月までも  
 延ばすとき其兒の乳を離るゝまでの多分懐胎することなし○季候



の寒暖も亦婚姻の實を結ぶ感力を爲すものなり故に南方土地に於て子女を産こと多くして北方の土地に於て子女を産こと少し某季節に於て子女の數その地方の食物の量と反比例なり耳義に穀物の價高くあるに従て子女の數を増し而して子女の死する多しといふ季節も亦人口の増殖も勢力を有つなり余既ち春時の孕胎は最も適といへり而して晝と夜との妊娠も關係を爲すや否の未だ知らざるどころなり○世事の親族の多寡も大いなる關係を爲すがとし富有して時好を専らとする婦人の貧賤して強き働きをなす婦人に比ぶれば子女を産こと少し故に富と樂との屢母の稱號と幸ひに交易せらるゝがとし○今此處において廣く社會總體の生殖上に關する概律の働きを論じたきとなれども其よりの要る各人において全く不妊の原因を探索せし余が尙更に目的とする處なり世人婚姻して兒なき時の常

に其妻女も罪ありとすれども妻女のみ失ありと考へがたし多衆の夫婦の全く無胤なるとあり如何となれば強壯く健全なる男子の皆種子ありとするの誤認なればなり或は又婦人一回も活たる子女を産たるとなきが故に到底孕まずといふ理由なかるべし大凡婚姻しする婦人中其八分の一は活する兒を産ことなきを以て此分丈の人口を増殖せしとなしと雖も生活物の種を婦人中に播するものこの數より多しとするなり産出後久しく子女の生命の弱きもの其産れ出ざる已前の成立極めて脆弱なり又胚胎の間もなく死するもの多し年壯き妻女もて月經が規則立ざる期より兩三日後れて非常な長く且注出こと多きとこれあるは往々彼の孕み兒の生命が成立や否直に死しする証據あして是れは婦人たる者早晚經歷すべきとあるべし故に親族の妨をなすもの只流産あして是れは随分療治を施すことを得るものなり



○情交の感なき婦人の婚姻の幸福を見るに障屏となり且兒を孕まざる普通は原因なる人の能く知れる處なり此障屏を取り除く最も好ましきとよして多くの例にて其原因を研究して之を除き去るの甚だ難きとよのあらず此原因たるや爰又一々枚擧の最退屈なることよして益なきがほごも數多あり如何となれば此多くのもの特別よこの事を學びたる慣手の醫師のみ發見して治すことを得ればなり且又懐胎を妨害する子宮病及び種々なる子宮の變位に於ても同様の事たり然れども適當なる醫術の療治の常最上の成果を得るものなり○情交の快美を感ぜざるの兒子を胎むため善き前兆たり然るも賣淫女の荒蕩なりといふと久しく人の知れる所なり巴里斯において曩時左の經驗をなせり一年間娼妓一千人よして兒を産するも僅かよ六人なり之と同年時よして同地平人の比例の人口百人毎よ三人半

れ出産なりといへり○或婦人の情交をなびよ只非常に激しき情感を漏すより外は何たるともなし然れども斯のとき例の同じ成果を爲すところれ之と反對なる情交は快美を知らざるもの極度の例に比ぶれば甚だ稀なり○病氣或はその血液に何か一種の毒氣あるときい兒を胎むに妨害を爲す耶否らざれば之と相似たる流産を發すものなり又表面の弱質なる婦人の多く數多の兒子を設ものなり然れども斯のとき婦人の未だ妊娠せざる已前強壯劑を飲む歟或は其代用に體質の治術を要することあり之と異て富有とよに肥太りて兒を産する婦人も貧陋なりて瘦せ衰へたる後に兒を孕みたる正確なる例あり○夫婦暫時別離て在りて後に情交るとよの新しきとの衝動を發すを以て兒を孕むとよにおいて有益なる感力を與ふると屢これあり○懐妊することなきの誠に瑣細なる體質の變りに關るといふとを顯さんがため



みの各人の能く知れる處の某良人と配偶て子女を設ざる婦人も他の  
 良人又嫁して子女を設との事實又憑れば充分又彰明なり物性の不和  
 合なる此の狀態の全く内感より生ずるものゝあらざるや明なり如  
 何となれば此事の獨り人間のみならず諸動物も亦いても經驗らるべ  
 ければなり即ち同じ牝牡の動物双方共又數多の兒を産むといへども  
 或る動物に配偶すれば更に兒を設ざるを見るの必らずしも希有なる  
 とにのあらず○往昔の男女共に子女を設たざるの同じ氣質と同性形  
 容の夫婦に殊更に多しといふとを信用せるが故又ヒポクレート(往昔  
 の名高き醫者)氏の名を以て左の一條を説諭せり「白色の婦人の黒色の  
 男子又配し瘠て弱き婦人の肥て壯なる男子と偶し總て男女反對の性  
 質と配偶すんばあらず」と○婦人の不妊といへども敢て失望するなか  
 れ當時兒ぶくとして數年の後胚胎胎と往々之のわたり詳らかよ之を云へば

斯のとき婦人の其生涯の某る時限の間のみ不妊として此時限を過去  
 れば其氣質年齢と共に變易て能く妊娠するとなり歴史を閱すれば路  
 易第十四世の誕生よたいて此異常の著しき例を知る即ち此路易第十  
 四世の其母澳國の皇女エノンと號し當時佛國の女帝よして婚姻の後二  
 十二年よして出産せし處なりヘンリッ第二世の皇后キヤンリン、ダ  
 ヂモン、十年間不妊後終よ子女十人の母親となれり又倫敦の某醫  
 學士の此事よ就て一婦人の例を顯はせりこの婦人は十八歳の時婚姻  
 を行ひ其身及びに良人と共よ不斷健康なりといへども四十八歳とい  
 たるまで妊娠せしとなく此年齢よ始めて一子を生子又爰よ記載せる  
 他の一例あり是れは體格健全なる婦人よして十九歳の時婚姻を行ひ  
 五十歳よして始めて懐妊せり○或る親族よおいては子女なきよりし  
 て艱難を生ずること多し然れども開化國に人民は聊か斯のときと



なし彼死亡より因て減する數を補助べき人種の定力を究めんがため輓  
 近諸國よおいて其穿鑿よ充分注意て着手られしが平和の世よ在ては  
 其人口を同じ点よ保存こと社會中の婦人の只半數の生産量を以て増  
 殖とき充分なりといふを論定り故よ造物主の生殖よ不虞の過失わ  
 りて人口の減少を豫防がためよ剩餘の準備をなせり○造物主の又人  
 口の不當よ増殖を防ぐべき法を立たり生計心慮交際の快便及び開  
 進の擴張の自づから人間の婚姻をして子女の生殖を漸次よ減少しめ  
 て人口の増殖を全く滯止歟或の殆んど滯止の形狀を爲すものと見え  
 たり但し此事たるや西瑞の名高き著述家シスモンジ一氏の世態學よ  
 不易の則言として左の語を發たるが程よ明瞭なり其語よ曰く世間比  
 較して婚姻の義務操徳及び幸福を盡す人の衆多が婚姻する國處よ  
 其各の婚姻よより生るゝ處の子女の數の少きものとす是故よ某制

限を超たる人口の増殖の悪害よして幸よ戦争饑饉及び疫病よ因て  
 拂ひ去らるゝなりと主張どころの經濟學者の説は造化も亦幾何か之  
 を証するなり此理を推すとさば戦争饑饉及び疫病の仮面よまを慘  
 酷なれども其實の邦國を惠み玉ふ幸福なるべし然れども造化の彼マ  
 ルサス及びビル氏の主張とあるの劇論よりの各人の思慮と道德の教  
 育及び開化の進を以て過度の人口を減少すべき一際優柔くして  
 確實なる方便を指示すなり○是故よ不妊の種々の原由の人力の能く  
 及ぶ處よあらざるよと彰著なり此等の原因の全局面より見れば大よ  
 善きとなれども余が今説示すところよ強て關係なきものなり然る  
 に爰よ他の原因あり是れ妙手段を以て左右せらるべきものにして  
 その一二のとい余が既よ論示しところの治術なり而して余の特別な  
 る左の問題に付て示論ことよ取掛るべし



第九章 子女を設つとを請願ふ妻女を對しての示諭

月經の甚だ妊娠に類する顯像の一群を現はすといふ久しく世人の了知どころにして處女に經水の始て注ぎ出るの生殖力の萌生ところの確證として年老て月經の歇止の同下く生殖力の消失たる徵なり孕胎と成るや月經の注下こと忽ち滯止ものなり大凡孕胎の經水の注下とさよ始るものとす之を約で言ば月經の注下直前殊は直後の孕胎するは最も好時宜なるの今日充分は確定られる事實なり佛王ヘンリー第二世の高名なるフナルナル氏の授し此の道理は基たる諭示を履行たるは因て其皇后キャッリン、メシシーの年久しく不妊後多數の子女を得しなり紐育の大學教師ベッドフールド氏云へるとあり數年の間子女を得んとを企望たれども得ると能ざる人、幸福を能ふるは右の示諭を以て成功たる多數の例を掲得ると〇又殖事を爲したる後

婦人の休息するの孕胎を一入容易ならしむるものにして就中床上も暫時休息するを良とす醫學の元祖ヒポクレイツ氏此理を知覺て兒なき妻女を對して之を鄭重に諭示せり〇子宮と乳房の最も強き交感を以て互に結び合せたるものにして若し其一方を發動せば必ず他の一方は衝動を起さべし醫學士チャールス、ラウドン氏の兒子なきを憂ふる婦人として此の教諭を履行れば七人の中四人まで母となるを得といふことを顯はせり高名なるマーシャル、ホルム氏も亦之と同心思想を爲せり但し同氏の強壯なる子女をして乳を哺はむることを示諭せり又月經の注下直前一日は兩三度づゝ乳房と脊面の丁度乳房と齊頭所を温熱なる乳汁を以て涵し及び灌乳器乳房を洗ふ器械を用ゆるとの醫術の權力を以て確實に獎め得るところなり又身體の疲る迄馬に乗りにて運動するの時々孕胎をなさしむるものと思考らる〇不



妊人<sup>にんじん</sup>は對して子女<sup>こども</sup>を産<sup>う</sup>むを成就<sup>じやうじゆ</sup>せしむるは最大<sup>おほい</sup>なる企望<sup>のぞみ</sup>の體質<sup>たいしつ</sup>の偏<sup>かた</sup>重<sup>おも</sup>ところを矯正<sup>なほす</sup>あり然れども此事<sup>このこと</sup>の甚<sup>はなは</sup>だ難法<sup>むづかし</sup>して唯適當<sup>ただてきとう</sup>なる醫術<sup>いじゆつ</sup>の教諭<sup>せしへ</sup>に因<sup>よ</sup>りてのみ成就<sup>じやうじゆ</sup>するを得<sup>う</sup>べし總て不妊<sup>ふにん</sup>人を孕<sup>はら</sup>ましむることの方<sup>かた</sup>今<sup>いま</sup>よりいたりては往昔<sup>むかし</sup>の如<sup>ごと</sup>くならずして甚<sup>はなは</sup>だ確實<sup>たしかな</sup>なり實<sup>じつ</sup>は醫學士<sup>いぎがくし</sup>マーリヤン、シムス<sup>マリヤン、シムス</sup>氏の輓近<sup>あひだ</sup>の研究<sup>けんきゆ</sup>は謝<sup>あや</sup>すべし且<sup>かつ</sup>方今<sup>かたがいま</sup>より妙手<sup>めいしゆ</sup>の醫師<sup>いし</sup>は是<sup>これ</sup>まで万事<sup>ばんじ</sup>も想像<sup>おぼへり</sup>の說<sup>せつ</sup>と試験<sup>しけん</sup>とを以<sup>もつ</sup>て爲<sup>な</sup>せし原因<sup>げんいん</sup>を研究<sup>けんきゆ</sup>してその治術<sup>ちじゆつ</sup>を指示<sup>しじ</sup>とを得<sup>う</sup>べし故<sup>ゆゑ</sup>に不妊<sup>ふにん</sup>妻女<sup>さいにょ</sup>も早晚<sup>いつぱい</sup>母<sup>はは</sup>となるを得<sup>う</sup>るものなれば至<sup>ま</sup>く其望<sup>そののぞみ</sup>を棄絶<sup>たつ</sup>べからず

第十章 子女<sup>こども</sup>の数を制限<sup>かぎ</sup>する説<sup>せつ</sup>

此書<sup>このちよ</sup>は論題<sup>ろんだい</sup>中何れれ部<sup>ぶ</sup>たりとも此所<sup>このところ</sup>の如<sup>ごと</sup>く論說<sup>ろんせつ</sup>難<sup>にく</sup>きものあり世間<sup>せけん</sup>一<sup>いつ</sup>家族<sup>かぞく</sup>も其子女<sup>そのこども</sup>の數<sup>かず</sup>を幾人<sup>いくまん</sup>と其制限<sup>かぎ</sup>を定<sup>さだ</sup>むるは適當<sup>たうとう</sup>不適當<sup>ふたうとう</sup>との穩<sup>おだ</sup>なる論說<sup>ろんせつ</sup>を聽<sup>き</sup>んと欲<sup>ほ</sup>ふ人<sup>ひと</sup>に至<sup>いた</sup>つて僅少<sup>わんせう</sup>なり一方<sup>ひとつ</sup>より尊<sup>たつ</sup>び敬<sup>やま</sup>ふべき多くの醫<sup>い</sup>

者<sup>しや</sup>及び慈悲<sup>じひ</sup>深<sup>ふか</sup>き傳教師<sup>でんけうし</sup>ありて余等<sup>よら</sup>幾許<sup>いかに</sup>も証據<sup>しやうこ</sup>を引<sup>ひ</sup>き過數<sup>えいすう</sup>の家族<sup>かぞく</sup>を設<sup>た</sup>つとを避<sup>さ</sup>ぐべき方法<sup>てだて</sup>を説<sup>ま</sup>き示<sup>あ</sup>すとも敢<sup>あ</sup>て耳<sup>みみ</sup>を聽<sup>い</sup>れずして之<sup>これ</sup>を咎<sup>とが</sup>むるあり又<sup>また</sup>一方<sup>ひとつ</sup>より醫學者<sup>いしがくしや</sup>の忠告<sup>ちゆうこ</sup>と傳教師<sup>でんけうし</sup>の雷<sup>かみなり</sup>の如<sup>ごと</sup>なる激<sup>げき</sup>しき言<sup>ことば</sup>をも聾<sup>つんば</sup>の如<sup>ごと</sup>く聽<sup>き</sup>ずして自己<sup>おのれ</sup>等の負擔<sup>にがは</sup>べき責任<sup>せきにん</sup>を強<sup>あ</sup>て免<sup>めん</sup>れんがため最も危險<sup>あやう</sup>して非道<sup>ひだう</sup>なる手術<sup>てだて</sup>を爲<sup>な</sup>すを猶豫<sup>うゆい</sup>せざる夫妻<sup>ふうさい</sup>無數<sup>むすう</sup>あり〇余<sup>よ</sup>この二者<sup>ふたつ</sup>の仲<sup>なかつ</sup>間<sup>ま</sup>に對<sup>たい</sup>して請<sup>ねが</sup>ふ所<sup>ところ</sup>は各自<sup>おのづか</sup>の自信<sup>じゆんしん</sup>心<sup>しん</sup>と僻見<sup>へきけん</sup>とを暫<sup>しば</sup>く措<sup>さく</sup>置<sup>ち</sup>て此緊要<sup>このたいせつ</sup>なる世態<sup>せたい</sup>論題<sup>ろんだい</sup>も此件<sup>このこと</sup>の關係<sup>かへん</sup>を余<sup>よ</sup>と共<sup>とも</sup>に吟味<sup>ぎんみ</sup>せよ〇先第一<sup>まづだい</sup>は世間<sup>せけん</sup>過度<sup>こた</sup>の生殖<sup>せいじゆ</sup>即ち過多<sup>たふ</sup>の兒子<sup>こども</sup>を設<sup>た</sup>つことのとさきものあるやなきやを吟味<sup>ぎんみ</sup>せしめよ然<sup>しか</sup>し無論<sup>むろん</sup>之<sup>これ</sup>あり此事<sup>このこと</sup>たるや母子<sup>おやこ</sup>共<sup>とも</sup>に福害<sup>ふくがい</sup>を受<sup>う</sup>くること知<sup>ち</sup>慧<sup>ゑ</sup>ある醫者<sup>いしや</sup>等の了<sup>よく</sup>知<sup>ち</sup>れる所<sup>ところ</sup>なり醫學士<sup>いぎがくし</sup>ナルト氏の曰<sup>いは</sup>く子宮<sup>きうがく</sup>病<sup>びやう</sup>の凡百<sup>ぼんぱく</sup>の例<sup>れい</sup>にて其三分<sup>そのさんぶん</sup>の二<sup>に</sup>は羸弱<sup>れいじやく</sup>婦人<sup>ふじん</sup>にして子女<sup>こども</sup>を産<sup>う</sup>むたるが根基<sup>もと</sup>なりと又<sup>また</sup>流<sup>りゅう</sup>行<sup>りやう</sup>醫師<sup>いしや</sup>として婦人<sup>ふじん</sup>の過數<sup>たふすう</sup>も出產<sup>しゅつさん</sup>せしより生<sup>あ</sup>ずる虛弱<sup>きじやく</sup>と疾病<sup>しやまひ</sup>との例<sup>れい</sup>も



出會ざる日の殆んど稀れなり加之ふらず下等の動物も此事を顯せり各農人の其畜どころの牝馬牝牛又其産むところの兒の數を限るとの要なるを知覺れり是故又若し此損害を婦人の軟柔ある機體に受るときは幾何か苦しかるべしエッヂンボルクの醫學士ダンカン氏の曰く産を爲すと剩り數回なるときより神死の産室を訪ふと極めて大いなりと○孕胎を陸續て爲すことの害の獨其母のみならず其出産子女もたいでも影響あると彰明なり醫學士ヒリヤ氏の曰く子女の不具なる原因の孕胎を過早に陸續いて爲すより多きなしと此等の事又於て誰人も同氏の説を批難すべからず彼の矮軀病患として天折する子女は過度の出産より生ずるものなり猶且禍害たるや蘇國に於て能く注意て集算たる統計を見るも斯るとき子女の殊更に痴呆よ成り易しといふとを表しせり凡て此等の子女の其母親子女の數多

ためも既又困却たる場合へ猶一層任へがたき重荷を負はしめらるゝが故又斯る不満足の子等が要する所の保護を其母親より受ると能はず且母親の自身を羸弱したるうへ又虚弱な子女を産み醫學士ダンカン氏此論を結ぶと臨んで左れとを云へり親族の過數より積る所の禍災の上件のとしと豈忽せよすべけんや○此思考の外更又或る世態論あり儲此論たるや某人の子女の少なからんとを諭示んがためなりとせり即ち父母となるべき夫婦の中一人遺傳病あるが故又我子をして此禍害を罹るを避けしめんと欲するときには兒を生ざる様に爲すべしと懇懇り如斯疾病の多く婚姻を行ひたる後に現るゝものなれば彼子女を設けざるを欲まざるもの婚姻すべからざる難問に對して充分に辨解するを得べきなり又爰に妊娠の九月間の困苦となる婦人あり或又妊娠の致命を証するに粗確なる婦人あり然れ



ども斯のとき事情の婚姻を爲さざる以前も發見し難きものなれば到底獨身を固守て之を預防するに能はざるなり唯斯のとき婦人に向つて云ふべきことの自身を犠となすために生殖の事を促すべけんや○彼拔群の著述者ジョン・スチューアート・ミル氏云へる言あり飲酒その他凡百の情欲を謹慎ざれば最も容易く咎めらるゝと雖も此件淫欲を縱にして過數の子女を生むを云ふは於ては不謹慎を常とするのみならずその犯し縱まゝとするを以て翻て他の贊賞を受るは甚だ奇怪なるとなりと尙且之に加ふるは左れ語を以てす過數の親族を生との羞愧は醉倒及び其他身の不行狀と同じ感覺を以て見らるゝの世運にいたるまでの所詮道德の今日の形情より改良を企望むも無益なるべしと高名なる醫學筆者大博士ツライステール氏のこの語を評すると次の如し若しミル氏の説に誤あるとき予も亦謹んで此誤を負擔ふべしと

○南方歐洲の博識なる歴史家シスモンチー氏の曰く我々が生命を授るところの者己れが子を云ふに對したる我々の眞の義務が神聖の權カ耶穌教を云ふを以て明瞭になり危險き偏見を人々信ぜざる時運に至りしならば婚姻を行ひたる人其子を適當く生育することを得るより過數の兒を設つとなかるべしと○上條に著したるものと即ち醫學者と政事家の語言なり然るに道德上のみよりして猶激しき訴をなせり最も惡むべき墮胎の罪は今日にては畏縮べき程盛んに流行す此墮胎の隆んに我米國に行はるゝの異教羅馬の婦人をして戰栗せしむべきなり此事に就て諸方殊に新英國にて証する所を見れば過時二三年の間にして米國女子の道德と教法との全く地に墜たりと信ぜしむる程は増加たり此盛な流行の殺人を我々如何して禁ずべきや大都會に於て下等男女の數百人無辜人を殺すを以て己自が生業とし公然たる市



街に於て非道の所業を以て得たる所の金満人の血より絞取り取たる金  
 貨に得意れり此輩が職業を新聞紙にて公告し而して彼輩が他人の精  
 神と身體とを殺すの方便の到處の小市街にても公布するの如く斯の  
 とく便利を以て女子の心を誘促すがゆゑも過數の親族を懼るゝ婦人  
 の如何なるを爲すか計り難し此婦人等の邪道も陥らず犯罪を重ね  
 ずして其本心を失はざるべきや哀哉大都會の中央にて毎日經驗を以  
 てこの生命を危ふくする邪道に甚だ展陥り易きを余と了知なり○過  
 度に兒を生むとの害と流行なる墮胎の罪を犯すとの害とを論せんが  
 ため秀才にして交感深き人ある巴里斯の醫學士ラシボルスギー氏の  
 世人の過數に子女を設つとを避て好加減にするとの獨り正法に適ふ  
 のみならず并せて公益を計るの方法あるが故に之を勸めずんばあら  
 ずと主張れり同氏の曰く僕此説を布告すを以て幾何か苦々しく他に

駁論さるべきを知れり然れども若し冀らくの僕が考説が少しありと  
 も社會の爲めにあらば凡犯罪中の最も重しとする彼の産前産後に殺  
 子の大罪を拭ひ消し且又貧縷の爲めに已を得ず已れが子女を賣淫女  
 歎或の乞丐兒とならしむるが爲めに産み出せざるの親族の胸中に  
 少しく歡樂を灌ぐとあるべし斯のとき僕が企望の實行するを見れ  
 ば僕が説の駁撃るゝ中に於ても僕が心を慰むるとあるべし○或人の  
 子女の數を定限することを願ふものゝ其淫情を非常に放肆するを欲  
 するの心慮より出たりと飽くまで反復して之を説けり余斯のとき人  
 に答ること左の如し汝等の人間の正心を知らず信ぜざるものなり其  
 故如何となれば此企望の實に其子女を愛するの本心より起ると多し  
 凡て父母するものゝ其子女を適當に養育致訓だけの産みて是より過  
 數の子女を設つとを避んとを欲し其子女をして物毎に缺乏なからし



ひるを欲せり紐育のチーシヨン新聞の記者某のこの感動すべき論  
 題の一項に云へることあり即ち子女の数を定限の措置に甚だ尙ぶべ  
 き念慮にあらざれども其中より自から人情の美事を存すと醫學士エ  
 ドワードリーチ氏の親族の過り速く増殖より各人及び社會に生ずる  
 限りなき災害を論ずることの末より左の言を發せり「人種生殖の功用の  
 意を以て制御すると甚だ好ましきとなり」と○人々自己を放恣する  
 ために遁辭を見出ると甚だ易し若し他の事にて遁辭を見出ると能  
 りざれば之を宗教の中より搜索し婦女は語るも爾身の能する丈の幾何  
 にも兒子を産み出すと婦人の義務なりと勸るなり且往昔の強壯な  
 る婦人或は米國に移轉たる北方歐洲の貧賤婦人を證據として己が妻  
 女は要するも兒子を孕むこと右の婦人と相競て數多なるべきを以て  
 す斯るとき人の己が妻女の輕柔なる家内の仕事は堪ふるだけに生育

られたると又其妻女の體の機關の一種に強くして柔弱なること及  
 びに彼等の數回の分娩に堪得る如の勢力を全く有たざるものなりと  
 いふとを省思ざるなり○且又如斯の人の婦人の分娩に堪るとを望願  
 こと過大なり數年前マサチューセツツの醫學社の集會にて某秀才醫士の  
 左の言を發へり「婦人をして若し如何なる問題に付ても裁決すべき權  
 を有たしめば彼等の必らず幾人の子を産むべきやを論決すると明か  
 なり」と又拔群なる醫學雜誌の編輯者某氏の左の言を放へり「妻女たる  
 ものの少くとも必らず其夫婦に對して牧師が其家畜に配るところと  
 同じ念慮を要求すべき權理を有つ」と又シスモンギ氏の言へるとあり  
 「何時までも親族の増殖こそを不便なりと思ふときより公正と人道と  
 を以て之を論ずるも夫婦たるもの無妻なる人の耐忍すべきところ  
 と同じ抑制を自から耐ずんばならず」と○名高き統計學の著述者大學



士ヘンリー・マッコール氏云へる言あり畜類の生殖の感動の發りたる  
 ときには之を放にして少しも之が爲めに心配するとかし諸人間の畜  
 類の多くからずして己れの情欲を導き且之を制するの思慮あり然れ  
 ども世人多く之を忘れて人間として却て畜類に等しき所行を爲すわ  
 り若し人生殖の情欲を以て正しき思慮貞操先見及び公正の管理の下  
 に置くときは必ず人間の實益を大に誘導せしめ明彰ありと○此論に  
 於て醫學並びに其他の確證を得るに缺乏する所なし之を考ふる人な  
 らば親族過多して母たるもの爾身と子女のためのみならず並せて社  
 會一般のために其勞苦(産をいふ)を休息んとを道理上より要求する時あ  
 りといふとを否むもの其に少あるべし所謂この時どの何れの時を  
 指すや是にたいして復余の能いざる所のもの子女の數を幾何どの限  
 で此の多し最早生むべからずといふとなり醫學の他の科目と同じく

この條件にても其平均の數を示して各人を導くとの聊の其益あると  
 なし或ひに全く其定限を要せざる婦女ありて兒子を生くと陸續とし  
 てそれが爲め少しも苦むとなし或る婦人のその數婦女總數の半ば  
 より多しこの一事よおいても他の各種の機關の功用も同じく節制を  
 要するなり又或る僅の婦人の全く兒を生むべからざるものあり抑婦  
 女の其身の爲得だけ多くの子女を設て生理或は道徳上の義務なり  
 と主張醫學者又の教法學者の説の誤りなり方今よての斯のとき害あ  
 る偏見を排斥せけ婚姻すれば則ち兒子を設つこと自然の順序なりと  
 いふ中にも情交の節制といふべきものを居常は心記ずんばあるべ  
 のらず情交の過度の他の欲情と同じく道徳と悖り而して母子の身上  
 は物性律の赦さざる確實な嚴重なる懲戒の來るといふ眞の理を了知  
 べきなり○凡て妻女の其夫婿は淫情を克己して節制すべきとを要求



べきとなり然れども斯云ふばかりにての奏功なかるべし夫婦たる者の  
 斯様に己れを節制とを否み又の之が爲めに一家の幸福を破り不義  
 の戀をなすにいたり或の心理も性理も共に傷ふに至る依て約言すれ  
 ば斯のとき説諭の益なかるべし如何となれば此條件の畢竟行の難  
 ければなりと我が國都鄙の難苦する婦人共より余に告ること千百言  
 なり○斯る難苦を受る婦人に對しての造物主の自のら過數の生殖を  
 防ぐがために幾何の意を用ゆるところあれば之を守りて我人の身を  
 益せざんばならずと余の答ふるなり○婦人乳を哺しむる間の妊娠と  
 ること稀なるの世人の能く知れるところなり故に他は故障なきとき  
 の其兒子は乳を哺しむること少くとも一二年の間續けずんばあるべ  
 ららず然れども餘り年久乳を哺しむるときは母子共疲弱して余が  
 今上に勧めたる目的を達せんとを止むるべしといふとを記憶す

んばならず○爰また造化の他の用意の月經循環の或る時限の間は  
 の各婦人妊娠をすることなしといふとなり卵珠の熟るときは經水と  
 共卵巢を放れ出て其卵珠の數日の間子宮内は滯止するものと其滯  
 止間の未だ判然知られざる所なれども其長短の恐く各人より因て差異  
 あるべし月經やみたるより右の卵珠が子宮の内より送り出るまでの  
 大抵十日乃至十二日の間を過すべしこの卵珠子宮の内より送り出  
 たる後數日の間の妊娠すること能はず然れども婦人其月經の注下數  
 日前においての妊娠と成り易し如何となればこの數日間にての先日  
 は時たる男素の尙子宮に生存するを得ればなり斯のとき妊娠するの  
 時限の長短ありて之を定めがたきなり假令其時限を知るも甚  
 だ克己するもあざれば所詮之を守ることあたはず○我國は於て最  
 も手廣く用ひらるゝ子女の數を制限する方法は最も答むべきものよし



て之を行ふ人よの必ず恐るべき應報を蒙らしめ且造化と道德との意  
み乖戻るものなり余が言ふその方法どの左の論題の事なり

第十一章 墮胎の罪惡

婦人妊娠すれば則ち新たな境界に入り新たな一人を生じその親  
族よ一個の兒子を加ふるものなり故に注意おしくして流産する乎或  
の藥劑を服み器械を用ゆる等のとを爲して故意の活動物を殺すと  
あるの母の丁度生れ出たる嬰兒を縊殺す歟或の半年も寵愛したる赤  
子を爾が乳房より引放し石垣に投擲してその腦髓を碎き出すがとき大  
罪を犯したるものと全く等しき罪惡なり其の血の即ち爾の頭上にか  
かりて上帝と審判との確かあるが故に必ず其母の體よりして其の  
血を償ひしむべし今彼等が犯すとあるもの人殺子殺の大罪なり  
言ふと能はず助援なき者を故意と殺せしなり抑此者を保育するハ母

たる者の第一の義務なり○此犯罪の一般として此の盛は行るハの實  
に恐るべきとなり數百の人此業は身を委て己が職業となし大抵各村  
またいて此道の教導職となり精神卑怯女子をして苦痛悲歎して終  
墓穴に陥らしむるがために其血は染みたる手を開けて相待り抑此  
輩の治術を受るもの己れの貞操を破れる未だ嫁入せざる婦人に少  
くして却て一家族の母たる人として耶蘇宗を信じ宗教の社員に列る  
上等社會の的なり余の總て斯のとき婦人は訴ふるに欺罔をなさずし  
て威懼べき言辭を以てす若し婦人已が胎内の子よ少くも感動するを  
なく母たるの心情斯のとき頑固なるとき余の又其故意墮胎するハ  
劇しき且危き子宮病を發すの普通の原因として多く早死するの基な  
ると且神經の疲弱と風癩とを生ずると及び家内の幸福を破るの最  
も確實なる方法なりといふことを知らしむべし斯のとき非道として禍



害となる方法を作すよりの寧二十年の間毎年一人宛兒子を生むを良  
 とす實に幾倍か之を勝れりとす己れが身は斯の如く罪惡の重責を負  
 ふて享生るより已を得ざれば産の苦痛もて死するを以て勝れりとす  
 ○此二の者の素より之を要することなし既余が論したる節制の法  
 よ因て損害もなく罪を犯すこともなくして過數の兒子を生むことを  
 避け得るの如何なる婦人をも爲しがたき事あるべからず○此蔽ひ  
 隠せる罪科も向て余の言辭を飾らずして正しく之を論告さんと欲す  
 如何となれば衆多の人この事を以て實は罪科するを詳知せざれば  
 なり唯二三年前は社會の道德を以て自ら任ずるところの人々此事も  
 就て左の言辭を語れり「知らずといふ遁辭の最早恕すとなし」と○紐育  
 の教正コックス氏が其教職の手簡又合衆國カトリック宗の頭領故の大  
 教正スポールゲン氏が輓近ボルチモアにて會したる配下の集合の

終りも臨での演舌及び新故學プレスビテリアン(宗派の名)教會のヒラ  
 デルヒヤの集合等もて孰れも皆未だ生れざる兒を故殺すの罪科も向  
 て酷しき判決を報告せり且名高き醫者及び高尚教法師といこの事を  
 新聞紙に訴へ出せり顧ふに該訴の必らず各人の手裡もあるべし○從  
 來婦人の困難なるもの墮胎の罪科を咎め忠告するも雖も一方は  
 過數の子女を産みて疲勞と危険とを免るゝの方法の少しも教訓ら  
 るゝとなしといふとなり余の此困難を十分は詳知して能くその事  
 適ふ様は説き來れり余が論説の精緻と心事の潔白なるとの疑ひを容  
 られずと之を信ぜり然れども若し余が論説を駁撃する所の醫學者及  
 び教法師あらば此醫者の言も余が識見も反對するのみならず普く歐  
 米諸國の名高き醫師の識見も背違といふとを知らずんばあるべから  
 ず又この教法師の性理の法律を怠るよりして道德上の惡も陥るとき



此惡を矯正の法に只其怠慢を治すの一ありといふことを忠告されずんばあるべからず此例にて怠慢と云ふの過多の生殖として惡の胎墮を云ふなり

第十二章 孕胎の理

八種を永續し之を生殖の方法を解明するたため論じられたる事件の甚だ多し往古の理學者の想像説を加ふれば大概二百五十説許よし是皆有とあらゆる時代の最も高名なる思考者の公告する所あり然し此等の説り誤謬多きが故に今此よこの古説を著しすも無益ありとす例へばパイサエラ氏の説のとき蒸氣が腦髓より下りて種子を形造れりと想像り是故にサイヤ人の生殖方を斷ち孕胎を防せがんと欲して耳後の靜脈より血を放るとを爲せじなり今代の術學に此説と孕胎の論題よおいて從來あるところの多くの他説との誤謬にして

全く取るに足らざることを明かにせり扱電氣の此不測なる功用に關入るや否やと問に今代の術學者の某氏の生殖の事を成就するに電氣の感力ありと想像り加之二三月前にホルナモ一の華盛頓大學醫學部の産科教師醫學博士ハーパー、エム、ハイヤード氏の孕胎の常電氣の顯れざる像ありと信用するに盡くその道理ありて孕胎の即ち陰陽の電氣の全環配合に因て生るものありと主張り然れども此説の今世の格言として諸人の許諾せる所に非ず此事に付て物性學の明に確定せると左のとし新體胎兒をいふの一方に獨立の活動物なる男素と又一方より成熟せる卵珠の女素と觸合たる成果即ち二種の泡仔の中は含有もの、接合なりと是故に若しこの觸合なきときに於て孕胎するに能はざるものとす○此最も面白き功用に關係して余が説述すべき實際の事の唯この時に當て其兒子及ぶところの精神の感力なり此



感力たるや從來禽獸及び人間も就て云をたるものなりシヤコブの早  
くも此理を覺りてラバンと狡黠なる約束を爲せり即ち斑点と紋痕の  
ある家畜を以て自分れ俸給となすべしと如何となれば余此事を聞こ  
と左のとし此約束を爲せし後シヤコブの青楊へーブル(櫛の一種)及び  
栗の生幹を取り各區所その皮を剥ぎて斑線を見るがとくなし之を溝  
前と植立たり但し群羊の水を飲んがため此溝は來るとき接尾し輪痕  
や文斑ある羊兒を産みたり是又おいてシヤコブの此文斑ある羊兒  
を其群より離し且其衆群をして常ニラバンの群畜れ文斑あるもれと  
棕色れものどに對向はしめ已れが群を別置きてラバンの家畜と相  
混するとなし而して強壯ある家畜の接尾せんとするときはよの何時も  
ても彼の幹の内にて交合らしめんがため之を家畜の目前に置けり  
若しその家畜虚弱と見れば決して其幹の内に入らしめず故に虚弱家

畜のラバンの有となり強さものの皆シヤコブの所有となれり〇視官  
を歴て脳髓に通ひたる感化の彼の家畜の目前に植たる幹と同様なる  
毛色の兒羊を産み出したるがとく牝羊の身は感化を致せりと創生記  
(泰西法經の第一篇の題號)を著したる人の執言り此事たるや少しも鬼  
神不測の爲す所として著すとなく日々生ずる自然のものにして  
人れ能く知れる所のとくは記載せり〇性理の美麗なるとに於いて名  
譽ある希臘の人民の心の感化といふものを悟りたりと見えり其故の  
彼等の房室中又妙工の模範は則とりて繪きたる男女の神體を擬せる  
型像と畫像とを以て贅飾ばかり〇シレキューサ國の暴君タイチニシヤ  
スの美兒を得んがためにゼエソン(神の名)の美像を閨床前に掛たり〇  
左の條件の高名なるギヤレン(昔の名醫)に就きて説くものなり羅馬の  
一高官人の生來矮軀して醜貌且隆背なりしに其夫人イトソップ(希臘の



名高き小説の中の怪人<sup>あやしきひと</sup>に似たる兒子<sup>こども</sup>を産みたり官人<sup>やくにん</sup>とて兒の矮軀<sup>ちいさくちやう</sup>怪げなるを見て大<sup>おほい</sup>に怖れ且重<sup>かつかさな</sup>て斯<sup>か</sup>のとく不具<sup>ふぐ</sup>なる兒子<sup>こども</sup>に父<sup>ちち</sup>たらんとを懼<sup>おそ</sup>れて當時<sup>このとき</sup>の有名<sup>いうめい</sup>なる醫師<sup>いし</sup>ギヤレン氏<sup>ラビ</sup>に咨詢<sup>さうだん</sup>せりギヤレン氏<sup>ラビ</sup>の彼<sup>か</sup>の官人<sup>やくにん</sup>を教<sup>おし</sup>て曰<sup>いは</sup>く閨房<sup>ねやのうら</sup>中<sup>ちゆう</sup>に美人<sup>びじん</sup>の三像<sup>さんざう</sup>を置き不斷<sup>つづ</sup>に其<sup>その</sup>若<sup>わか</sup>き夫人<sup>おくした</sup>を見せしめんがため<sup>ため</sup>に其一<sup>そのひつ</sup>像<sup>ざう</sup>を足<sup>あし</sup>の方<sup>ほう</sup>に置き他の<sup>た</sup>二像<sup>ふたつのざう</sup>の寢臺<sup>ねだい</sup>の兩側<sup>りやうがは</sup>に置くべしと官人<sup>やくにん</sup>此<sup>この</sup>教<sup>おし</sup>を固<sup>かた</sup>く遵守<sup>まも</sup>りて終<sup>つひ</sup>に己<sup>おの</sup>れが望<sup>のぞ</sup>みの外<sup>ほか</sup>なる子<sup>こ</sup>を産<sup>う</sup>めりとすいふ○子女<sup>こども</sup>の性質<sup>せいしやう</sup>に其<sup>その</sup>妊娠<sup>ばにん</sup>する時<sup>とき</sup>の兩親<sup>りやうしん</sup>の心<sup>こころ</sup>と體<sup>からだ</sup>の景況<sup>ありさま</sup>に因<sup>よ</sup>りて大<sup>おほ</sup>く定<sup>さだ</sup>まるものなり其實<sup>そのじつ</sup>に子女<sup>こども</sup>たるもの假令<sup>たとひ</sup>如何<sup>いか</sup>はざその親族<sup>しんぞく</sup>に肖<sup>ま</sup>るといへども同じ<sup>おな</sup>じ父母<sup>ふぼ</sup>より生<sup>う</sup>れたる子女<sup>こども</sup>の中<sup>ちゆう</sup>に幾<sup>いく</sup>んど常に<sup>つね</sup>に判然<sup>はんぜん</sup>たる差異<sup>さがい</sup>を生<sup>あ</sup>ずるとい世間<sup>せけん</sup>の經驗<sup>たけみ</sup>みる所<sup>ところ</sup>なり父母<sup>ふぼ</sup>の身體<sup>しんたい</sup>才氣<sup>さいき</sup>及び<sup>及び</sup>内感<sup>ないかん</sup>の景況<sup>ありさま</sup>に於<sup>お</sup>て常<sup>つね</sup>に行<sup>おこ</sup>るゝ所<sup>ところ</sup>の變化<sup>へんくわ</sup>に逐次<sup>だん</sup>に生<sup>う</sup>れたる兒子<sup>こども</sup>に於<sup>お</sup>いて等<sup>ひと</sup>しき變化<sup>へんくわ</sup>を顯<sup>あら</sup>すものとす故<sup>ゆゑ</sup>に雙子<sup>ふたご</sup>の大概<sup>たいがい</sup>万事<sup>ばんじ</sup>に付<sup>つき</sup>て互<sup>たがひ</sup>に相<sup>あ</sup>似<sup>に</sup>るものなり

り創生<sup>そうせい</sup>するとの瞬間<sup>しゅんかん</sup>に一般<sup>いぱん</sup>人の信用<sup>しんよう</sup>するより其<sup>その</sup>兒子<sup>こども</sup>の道徳<sup>だうとく</sup>と性理<sup>せいり</sup>とは關係<sup>か</sup>を爲<sup>な</sup>すと斯<sup>か</sup>のとく甚<sup>はな</sup>だ大切<sup>たいせつ</sup>なるものなれば父母<sup>ふぼ</sup>たる者<sup>もの</sup>此事<sup>このこと</sup>に付<sup>つき</sup>ての少<sup>せう</sup>く注意<sup>ちゆうい</sup>したきものなりこの瞬間<sup>しゅんかん</sup>に即<sup>すなは</sup>ち造物<sup>ぞうぶつ</sup>の瞬間<sup>しゅんかん</sup>にして新<sup>あら</sup>たなる活動<sup>いさそ</sup>物<sup>ぶつ</sup>に始<sup>は</sup>めて生活<sup>せいかつ</sup>力を傳<sup>つた</sup>へ與<sup>あた</sup>ふるの機會<sup>きかい</sup>なり惟<sup>ただ</sup>るゝ造化<sup>かみ</sup>の何<sup>なに</sup>の理<sup>わけ</sup>なければ之<sup>これ</sup>に接<sup>ま</sup>ゆるに人間<sup>にんげん</sup>境界<sup>きやうがい</sup>の最高<sup>さいかう</sup>なる情欲<sup>じやうよく</sup>を以<sup>もつ</sup>てせざるべし長生<sup>ちやうせい</sup>の術<sup>じゆつ</sup>と題<sup>あ</sup>けたる書冊<sup>しよまつ</sup>を著<sup>あ</sup>りせし醫士<sup>いし</sup>ヒューランド氏<sup>ラビ</sup>の曰<sup>いは</sup>く予<sup>よ</sup>が考<sup>かん</sup>ふる所<sup>ところ</sup>に因<sup>よ</sup>れば此<sup>この</sup>創生<sup>そうせい</sup>の瞬間<sup>しゅんかん</sup>に氣力<sup>きりよく</sup>壯<sup>さか</sup>んにして衆情<sup>しゆじやう</sup>を發<sup>は</sup>し歡樂<sup>くわんらく</sup>にして萬事<sup>ばんじ</sup>憂慮<sup>ゆうりよ</sup>するとなく夫妻<sup>ふうさい</sup>共に<sup>ともに</sup>此事<sup>このこと</sup>を欲<sup>ほつ</sup>するの際<sup>とき</sup>に限<sup>かぎ</sup>るべきと最も緊要<sup>たいせつ</sup>なるものなりと

第十三章 情交<sup>じやうかう</sup>の實<sup>み</sup>を結<sup>むす</sup>びたる徴候<sup>ちゆうかう</sup>

婦人<sup>ふじん</sup>も因<sup>よ</sup>りて孕胎<sup>みどり</sup>すれば氣絶<sup>きせつ</sup>眩暈<sup>めまい</sup>のとき某<sup>あ</sup>る交感<sup>かうかん</sup>を誘<sup>さ</sup>出すが故<sup>ゆゑ</sup>に其<sup>その</sup>徴<sup>ちゆう</sup>を知<sup>し</sup>れるあり○頸<sup>くび</sup>に膨脹<sup>ふや</sup>るゝ古代<sup>こくたい</sup>の孕胎<sup>みどり</sup>に徴候<sup>ちゆうかう</sup>なりと考<sup>かん</sup>ふるとよして



其直正なるの時代の有権者の賛定むる所なり亦孕胎するときの一般  
 て身體は諸部分も震動を起し而して平常より一層快樂を誘起すもの  
 と主張する人あり○然るも假令之の世人の信用する説なれど愉快と  
 孕胎との必ずしも相密接して其原因と成果の關係を有てりと限るべ  
 からず此通俗の説を信じ過るに因て妻女たる者孕胎の真正の景況を  
 信ぜざる多し○或る例は於て胃腸の病孕胎と殆んど同時に現  
 るゝとありて嘔吐の氣味を覺ゆしより後九ヶ月を臨産の期と算する  
 妻女も就て確なる例を記録し載せり○この論を終るに臨みて云ふと  
 あり婦人まばつゝ何れも明解し難き一種の感ぜるを覺ゆるとあり而し  
 て現代の著述家の此感ぜるを確し價あるものとす故も右のとき變化の  
 起るときに其心にたいて直し満足する婦人あるべしと雖も此徵候  
 の往々欺罔なるとあり又時として孕胎すると雖も格別な變りたる

事を知らざる妻女あり○某母親の孕胎したる時より胎兒の始りて  
 動くまでの體の他の部分も壓力を増すの感ぜより外更らる體内も履  
 行ところの行歩を直接も知るとなし蓋し胎兒の動くこと此書の他  
 所において余之を説くべし○孕胎の徵候と其症狀との後章に妊娠の  
 事情も付て論ずるときに委曲之を説明すべし

第十四章 良人の愛情を保存し如何して可き乎

嗚呼此事たるや極めて秘密として恰も幻術者の秘符アラギンの燈器  
 (西洋の小説中にあるアラギンと云へる人の所持せる不測の燈器)又ハ  
 神仙の祈願帽子(この帽子を持つものハ万事も心通り成就す)と其定  
 價を同するものとするこの三の物良人の愛と交易するも孰れを與へ得  
 べきや然るもこれ價高き眞珠もプラムマゼム(賈物の寶石)のとき最輕  
 しく注意すして取扱はるゝと多し○何故なれば我が良人能く聞けよ



妾を愛すは良人の義務あり若し妾を愛せず眞に妾を愛せず常は妾を愛せざれば何故に妾を聘娶りやと年若き妻女の云ふを聞たり宜哉然り余等皆な愛の贈物あり愛の負債なりといふ語を承知せり○然れども我人此世界において己れの物を得るは難きと問これあり而して之を得たるときは又他人よ之を奪ひ取られんことを恐れて常は愛心の已む時なし之を譬ふるは卿等温室より行て買たる植物の卿が家の窓下其花咲き綻ぶなりこの植物の已は卿を買れたるが故に卿の所有は相違なし然れども此植物を枯れざる様は保ち花を咲かしむるは毎日卿の注意を要せり夫れ愛の植物たるや此は比ぶれば其培養更ら難きものなり是亦卿が他人より買得たるものにして卿之れと交易するは自分の心を以てせしなり故に愛も亦その枯れ果んことを懼れて断えず注意て日々卿の盡力を要するものなり○我が國においては自

家も在るときは何を衣るときも構ひなしと思ひ寢起衣を着髪も櫛らず踵のなき坐敷靴を穿きて如何にも懶性は擧作る婦人あり斯る婦人の自分の良人の外の誰人も自己を見るものなしといへり斯るとき婦人の亞細亞人の妻女も就てその教訓を受けずんばあるべからず○東方諸國の婦人の已は嫁入してより後の嚴装しを長き衣服を着厚き面覆を被らざれば決して外出をするとかし茲は英國の貴顯の夫人其懇意に富優商人の妻を訪ひたるよこの妻女常は盛服を裝て恰から舞場より出るとく充分に飾脩れり夫人之を見て歎じて曰く何故に卿の良人より外に誰人も見るとなきに斯のとき注意をして其身を脩飾るとの爲得ものなりと商人の妻答へ問て曰く然らば英國の妻女等も他の男子を悦ばしむるがためは裝を爲すやと彼夫人この一言を聞て語塞りて更言ふと能はざりし○勿論自家も在て常は盛服を脩飾するは我



米國の婦人等も望む所もあらずして畢竟此事の人をして驚かしむるのみ然れども衣服を清淨なすべしを懈り別して身體の清潔を慢る婦人の實も人をしてその近傍も接づくを忌悪と思ひしむるの大危難も臨むものなり況や良夫たる的の忌悪がるの悪しき臭より甚しきものあらず各婦人の總て清潔にするを懈るときは殊更に悪しき臭を生ト易しといふ所以を知るべし婦人若し悪しき臭ありて簡易き手段を以て之を除き去ると能はざれば速く良醫を諮詢せずんばあらず〇呼吸の臭氣に於いても亦同じとなり呼吸の臭氣の時として口中ならびに齒の掃除を怠るよりし或る胃腑肺臟等の病より起るものあり微妙鼻官男子の呼吸の臭き妻女をして殆んど身邊に近づかしむるを忌避にいたる〇或る婦人の斯のとき婦人を余嘗て數多に治療せり甚だ厭ふべき發氣を發し殊に手足等も多し斯のとき婦人の全く之を癒すま

での婚姻を行ふべからず夫れ兵士に證書を與へて軍役より免するもの頗る注意べきに軍醫中の規則なり然るも惡臭足の時として軍役を免すも其原因となることあり依て其惡臭の甚しく人を忌避がらしむるを得て知るべきなり又我聯邦の某州にたいして足の惡臭の離縁を許すも其理ありと受理せらる此の足の臭きとの離縁をなすも通常は構造とする數多の理由も齊しく充分の道理ありとすべし〇約言は容貌を美しくし之を脩飾ためよ衣服調度等の害なきものと今日術學の誨る數多の有益どころの手段を利巧も用るの獨身の女子もせよ嫁入したる婦人もせよ必ず忽慢もすかべらざる義務なり唯僅か注意を用ふれば若年時の美しき容貌も爽快なるを殆んど老年まで保護とを得べし且如何ほど粧るとも望みなきほどは年寄も雖も妨げならざる手段の假令老衰を快復と能ざるも之を繕良ひ少くとも之を密すの方便



となるべし是等の事を説明には全く一部の書冊を要すべき術なるがゆゑ余は今此所においてその術を説き明すゝ違わらざるあり

第十五章

遺傳の總論

余は今愕くべき一論題の考へに來れり即ち遺傳の論題これなり抑遺傳の事たるや最も奇妙なる事實にして各人々繁榮の上と關する一の大なる實際の事たるが故に之がため万事も他念を忘るゝほゞ實益ある論題なり○此事件を能く理解するため先づ遺傳の四の種類と區別を付ると要なり最も普く世人の詳知するもの直接の遺傳として即ち子たるもの其父母の性質を受る所なり然るゝ兒子よりて其父母より似ずして其叔父或は叔母より著しく似るゝとあり此之を間接の遺傳とす又某の兒子の其父母より却て其祖父母の一人より一層能く肖ることあり或は又怪しむべき子たる者其遠き先祖の質を現

そことあり此遺傳の種類ハ羅句語のエータブラスより導き來りて術學よて之をエータブイズムと云ふ其辭意ハ祖先なり今この序で左の事を演るハ面白るべし儲時として或男兒の男性の質ハおいて露鬚歎又ハ男性ハ畫りたる或る疾病(其父方の祖父より其母方の祖父より一層近く肖るとあり假令其母ハ斯のとき男性の質を有ち又ハ現ハと能ハざるも己れが血を歴て我父の質を己が子に傳へしなり○遺傳の第四の種類ハ其兒子兩親の孰も似ずして其母の最初の夫と似るものなり故に再嫁せし婦人ハ其最初の夫より受けたる特質を後の良人に配偶て産みたる兒子ハ遺傳ことあり家畜牧師ハ此理を了知て其胤取牝馬牝牛牝羊をして拙劣種類の牡獸と放遊ばしむるを禁ず是故に或る男子の病ハ他人の兒子に傳ふることあり加之該男の死去と雖も余が前篇に説たるがごとく其妻女の全身ハ夫婦の交りを爲



したる消そべのらざる感化を與へて後の良人は配偶て産みたる子女  
 も感力を現いそことを止ざるあり故に再嫁せし母の其子女も頼りて  
 既に死果たる前夫の手も觸そその音聲を聞くことを得るあり○是故に  
 或る兒子の此不測にして變へ難き性理の法律もわいて己が父の犯せ  
 し罪もあらずして其母の最初の夫の犯せし罪懲毒等を云ふのため  
 苦むとあり然らば則ち婚姻と云ふ男女の關係の幾許大切なる件乎其  
 責任の幾許遠きとたる哉○今此所も於て遺傳と稟質との區別を爲さ  
 ずんばあらず此稟質の父母の身質より享たる感化の成果もあらずし  
 て其母の身も發る心の感力歟或の不圖した事も基くものあり痴果又  
 の不具の兒を産むの其先祖或の父母が斯のとき症を有の故もあらず  
 して其母の妊娠中も某劇しき心の動搖を受たる感力より生ずるとあ  
 り此母親感化の論題の余が後妊娠も付て論ずるときも別段も説べ

と復或る兒子の假令其親族中も癩癩の質あしと雖も唯両親の中孰の  
 酒も酔たる時と情交て孕胎たるよりして癩癩持とあるとあり但し此  
 例の遺傳も基くもあらず其譯の両親其他親族中も此病の質あけをば  
 なり○遺傳の例を論ずるも先づ第一に性質と關係せるものを吟味  
 そべし此件の極めて普通にして世人の一般も知る所なり幸も悪し  
 き質のみ遺傳るもあらずして又美麗健康強壯及び長壽をも遺傳るも  
 のとす

第十六章 美麗の遺傳

體質の美の或る親族遺傳の特質あり當時希臘の最も美麗なるアルシ  
 パイヤシーズに嘗み美人の譽ありし某の後胤なり抑美麗を子孫に遺  
 傳するに誰人も好むものにして從來種々の方便を以て此感力を試み  
 たりクリート地中海の一嶼にして今のカンヂヤと云ふに於ての美人



の種を保存するために毎年若き男女の最も美麗なる者を撰擢び之れに婚姻を命令する事の古き法律存在せり又容貌の不恰好なることも數世久しく代々その父母よりその子女に遺傳ふるものなり鷲鼻の數百年の間存在して今猶ブールボン家(佛國の王統)の遺傳ふる所なりまたハプスボルグ家(澳國の王統)の下唇の常例外の容ちの遺傳ふる例なり詩人サプエーシ氏の作は痴呆顔の第十番目の遺傳者と云へる如き世人屢或る親族をたいて實見せる所の著るしき容貌の代々現れ出るを見れば贅言をわらざるなり

第十七章 頸及び四肢の遺傳

頸と手足の形造及び其長短の身の丈けは等しく屢遺傳するにあり婦夫共丈け高き者の等しく丈け高き子女を生むフレデリックグレート(英國の王)の父のその守衛人をして自己は等しく巨いなる身丈の婦人と

のみ婚姻することを許可せしを以て巨人の一聯隊を得たり陳又肥大たる質の屢或る親族をありての代々相傳る所なれ共之れは醫術の力よてどうともなと得べきものなり

第十八章 色澤の遺傳

色澤も亦遺傳の感力を免れずブロンド(白色金毛碧眼の人)の常はブロンドを産み又黒色の親の黒色の子女を有つ色白き人と色黒き人と婚姻すればその子女の両親の中間の色を現す然れども往々この例は違ふとあり如何なれば色澤の最も父親に似るものと云へる説あればなり去れば黒人の父と白人の母との間を産れたる子女の白人の父と黒人の母との間を出来たる子女よりその色黒きと甚だし此事實を説明すれば其母親自分の顔色を自分に見ずして夫の顔色のみ見ることが故に自己の色澤を心で感染するとなく却て夫は顔色を氣を奪れた



るを以て其子女一層黒き色を與ふるもれなり爰にまた黒色は牝雞の黒き卵雛を産むと屢之ありと雖も反對の例を見ると尙通常なりと

第十九章

兩親の各より遺傳たる性理の質  
概て父方の外貌頭顱及び手足の形造官能は持質皮膚と筋肉は特質を其子女に遺傳易し然るは軀幹の大小子女の總様の氣質或は其體質の母親より傳ふる所ありと云へり動物中牡驢と牝馬との雜子なるミユール其父親の總體の體格を有つが故に概言すれば異形の驢なりと雖も胴の圓なると體の大なるは母親の質を傳有へり又牡馬と牝驢の雜子なるヒンチーの總體の體格は馬に等しき故に最ある所の異形の馬あれども其父親よりの大いよ小くして其太さと胴の較狭き所の母親に接近し此道理を推すは諸獸概て然るものと雖も往々此例

に當らざるものあり今其例を引用すると甚だ容易し即ち大親族の殆んど毎に其子女の或者は父親に類似所多し然るは他の子女は甚だ母親に彷彿れり世上の兒子の容貌性質等を視るは其親の某判然せる形跡を現すとなき例は出逢ふは稀なりとす

第二十章 毛髮の遺傳

毛髮の色澤及び其疏密大小等は遺傳するものとす  
親族を指して該一族の或者は數代の間鬢の一髮其他の毛髮より色を異しせりと云へり

第二十一章 氣質の遺傳

遺傳の法律は人々の氣質を造成することを管理爲すものなり其氣質の異なりたる男女結婚となりて產生たる子女の氣質は常は有益ある變性を現すと知るべし



第二十二章 多子の遺傳

時として、數多れ、兒子を生む特質を遺傳るとあり、夫れ多胤の父母より産れたる兒子の自から多胤もれなり、佛蘭西は貧賤じき或る婦人の十五年間、拾回妊娠せりと云へる話あり、該婦人妊娠する毎、回、復、子、よ、し、て、以、上、二、十、八、人、の、子、女、を、産、み、し、が、最、後、の、産、に、三、人、の、女、子、を、産、出、し、該、三、女、共、成、長、し、て、婚、姻、を、な、し、各、兒、子、を、産、て、り、然、し、て、第、一、の、女、の、三、十、六、人、の、兒、子、を、産、め、り、第、二、の、女、の、三、十、二、人、の、兒、子、を、産、み、第、三、の、女、の、二、十、七、人、の、兒、子、を、産、め、り、之、れ、又、反、り、て、時、と、し、て、は、或、親、族、の、石、胎、の、質、あ、る、と、を、見、る、尤、も、其、人、平、常、の、養、生、よ、り、此、患、を、免、る、こ、と、あ、る、べ、し

第二十三章 長壽の遺傳

夫れ植物世界に於て、檜樹は數年、享生ふべき力を遺傳す、然るに梨樹の暫時よして、枯死なざるを得ず、動物世界にありては、ロビン(燕)類する

鳥の類の十歳よして、其羽色白灰色に變じて老鳥となる、然るにルーシ(鳥の類)の百歳に迫るまで強健よして、器啼くとを止めず、驢の馬よ比ぶれば、享生る期長し、ミユール(牡驢と牝馬との雜子)の長壽の遺傳を著しく、現のすものなり、抑此獸の馬の大なる質をうけ、驢の長生を傳有つ故、又彼が父とする驢、虚弱ければ、母馬の質を承ることも多くして、其軀體大よして、且強剛なり、而して其生命短きを以て、驢より馬に類似ると多し、且又奇異よして、知覺となるべき事、該ミユールの馬の享生る齡期を過了たる後、最も強壯きなり、是理の馬の遺傳へたる感力の既、盡たれども、驢の享生力と耐忍力のみ、殘存ばなり、○長壽の或血統の特有たる、この世人一般、知り得べき事實、又て記録中、最も正確なるが故、又爰に左の例を引證すべし、此例たるや、血液循環の發明者なる有名き、ハーブエー氏の證言する所なり、ハーブエー氏の英人にして、同國の帝王が



九代讓祚する間享生へたる後に其齡一百五十二歳と迨りチャールズ  
第一世の御宇に死せり彼れ死したる時百二十七歳の娘を殘せり且彼  
の父も長壽に達し彼の祖孫の齡百三歳にしてコーックに於て死せり

第二十四章 不具の遺傳

時として子孫に不具を遺傳るとあるは疑を容るべからず去る手  
足の指の剩餘或は摺子木足兎唇を子孫代々承嗣く等その例多し茲は  
日耳曼國に一二の親族剩餘の拇を有つを以て誇るあり又亞羅比亞の  
或西長はその先祖等右の手は二本は拇ありと記憶も出來ざる以前よ  
り評判せられたり彼れ有名なるダーウイン氏の引証せし數多し例は  
中に膝帽は位置變りたる一例を記載せり父親娘息子并びに同父異母  
は息子孰れも同様なる不具を有てり

第二十五章 各人特癖の遺傳

歩方身振音聲其他總體の風俗の盡く遺傳するものなり一種特有の操  
作のその人の習癖となりて其子女に遺傳すると屢これあり即ち時々  
引證に用らるゝ左の例のとし寐るとき常に背を下にし右の足を左の  
足の上へ横ふる癖ある父親の娘の稚兒駕の中へ在るとき矢張同様の  
習癖を履行ひ之を矯正さんとすれども得べからず又左手利の遺傳も  
その例稀からず今茲に如此數多の例を掲ぐるの最易きとなれども右  
に顯せるものにて推知るべければ爰に載せず

第二十六章 美兒を得るの法

今説話の順序の自から左の實際論及及び即ち形容の醜惡を避けて  
美麗を得んに如何にして然るべき乎「カリピヤ」と名稱する美兒を  
設くる術の輓近より聳る數年前に於て世人の大いに注意しものな  
り有名なるアーポット、シイレット氏此條件に付て羅句語を以て一書を著



せり且該術又付ての第拾六百紀より第十七百紀中著述れざる數多  
 の書冊あり然し此等の書冊の最又天文學を主とせり○余既又艷容な  
 る親の等しくその質を子女又遺傳ざるの殆んど稀なりと説きたり是  
 即ち類似の類似を生むの道理なり(蓋し矢張蠶を産むの譬然し不幸又  
 して世界の親たる人盡美なるにわらず醜容の人多しと雖も誰しも  
 子女の艷容を願ひざるのなし抑兒子の身の父母兩人の精心を感ずる  
 うちにも殊又母親の精心を感ずるが故に常に愉快なる幻像面白き想  
 像を以てその心に充る人の子女の身上又その感應あらざるのなし希  
 臘の遊園公地に於ての到底にアポロ、ケヤスト、ポラクス、ブイーナ  
 ス、ヒーブ其他雌雄の神體屏列てその側を通過る人々の子女又自然と  
 其形容を映射せり又少老不適當の齡又於て結婚すればその兒子生長  
 すると不充分なると多きは吾人の詳知する所なりまた氣質の異たる

男女及びに國の異たる人の婚姻は美麗なる子女を生ずるものとす數  
 多の國に於て嘗て貴族社會に流行せし妻女を撰ぶに彼等が搜し出し  
 能ふ所の最も艷美な女子を購求むる風儀の貴族社會に高上き容貌の  
 基礎即ち種を播り該好ましき目的を達せんとい一年中の適當なる  
 季節に當て兩親共に發情して且へ身體の健全なる時ばかりに孕胎せ  
 ずんばあらず(余前章に該事の節制法を示諭せり)母親の妊娠中目前に  
 愉快き美人の形を寫しする畫像又ハ彫像を備へ之れを屢目撃する手  
 或ひハ美麗なる摸像を數回眺観るとを勉めて必ず醜人或ひハ形容の  
 損傷たる病痕ある人を見また考へることを用捨せずんばあるべからず疵  
 傷驚愕及び如何なる病にても身體に痕跡を止むるもの特に鶏痘猩紅  
 熱の如き病を見ざるやう用心を盡すと極めて緊要なり妊娠中の能く  
 その身の滋養を計るべし如何となれば母親に食物不足なるときは殆



毎回其兒子を害ふがゆゑなり加之無恰好なる身振醜き風體を爲すべからず如何となれば不思議なる交感に依り之れを胎兒に感染するこゝとあればなり故に怒り癩癧等を慎み精心を静め情又其身の愛慕を能く保つとき胎内の子女に自然之れを賦與ふることあるべし

第二十七章 才智の遺傳

遺傳の働きの恐く體より精心に於て強く現はるゝと多し是少しも驚くべきとに非ず若夫腦髓の特別の形を遺傳すると能ふものなれば志氣の腦髓組立の成果なるが故に是亦遺傳すること疑なし○鏡き精神を賦與られそれらへ教育を受たる両親より生まれたる子女の大概伶俐なるの吾人日々經驗する所なり然るに又無學愚昧に育ちたる両親より生れたる子女の生れ來愚鈍なるもれなり去れのソクレイター、プレトリー、アリストトール、セーキスピヤー、ミルトン、ブーフラン、

ソクレイター等れ如き古今稀なる人々の自己が廣大なる才智を子孫に遺傳せざるの如何にと難論る者あらん之れが解明として才氣なる的は遺傳し難きもれなりと云へる説あり秀才は人物を造るには造物主れ格別ある勉強を要むと察えて一回之れを造れば疲勞たるが如にしてそれ後復て等しき働きをあすまでには久しく休息せるなり然りと雖も才氣とも智慧とも關係せる至極入組たる心は質も亦遺傳せざるや否乎殊に両親は二人共に該質を固有たる時にそれ子は之れを承ざる手を疑念るを良とす夫れ傑出れ人多くの傑出の子を持たざる理由を知らんとなれば遺傳は特質は両親は混同ふざる感勢は基くもれなりと思考れば容易く解明るべし是に由て父親はよき質も母親の反對なるあしき質の爲めにその兒子に及べば該良き質の幾分かを消亡すべし余既又両親の氣質の反對の奇遇はあらず尋常例なりと説きた



り各人自己の特質と異たる氣質の者を親み愛しとがるものにして即ち自己の性質に缺乏せると思ふ所の質を補ふが爲めなり夫故に母親は其兒子が父親より遺傳たる質を稀薄し或は之を消滅すべし茲に復余が前章に説きたるアタゴイズムの法に因て子女の身の上の遠き先祖の感勢を感染せしむるを以て子女の天賦の性質を以てその両親に類似るをを防ぐとあり去りながら今此所に説きたる反對力の働及びに揭示するべき他の働のあるにも關らず余の智力と特質の遺傳に就て數多の例あるを知る○ゲヤルトン氏の説に因ば千四百五十三年より千八百五十三年に迄の間に著名な創業者及び元祖なりとして世に知れたる人物は傳記を編纂せざる辭書に載せたる六百五名に同親族は者百二名に多きに居る即ち六人に一人は比例より少からずウチールフナール氏は著せる今代の眞男子と題號する書は當時享生る英

國歐洲大陸及び米國の著名な人々の傳を載せるものにしてその中にAの字の部に八十五名あり此八十五名の内二十五名は同親族にして即ち三人半より一人の比例なり且之れが拾二人は兄弟にてその中一人は父子なりブライヤン氏は輯纂せる畫師傳辭書に中Aは字に部は三百九十一名に男子あり該内六十五名の近親にして即ち六より一は比例なり此六十五名の中三十三人の父子にして三十人の兄弟なりフエヂス氏は著せる世界音曲師傳記中Aの字の部に五百十五名を有つ該内五十名は近親にて即ち十一の比例なり今文學の上一片は注目し至極著名なる文學士として至極著名なる同胞の文學士を有つ六人半より一人の比例なるを發見せり該内父子兄弟の關係は二十八人より一人の比例なり英國の高官にして國璽を委托られ且大審院の長官の三十九人中その十六人の俊秀の同族にして



てその十三人の大英傑の親族より出たり此三十九人の中十三人(即ち三一の比例)の確乎に遺傳力例の著しきものあり又米國マサチューセツ州及びその他の州の上等裁判の判事又付て類似の穿鑿を爲せしむ右に等しき成果を得たり希臘の詩人イースカイラスのその先祖の中又八人の詩人と四人の樂人を數へり往古の希臘の有名なる摸像者の大數の摸像者に親族より降誕り傑出の畫師又於ても亦然りモザールトの妹のその兄は音樂の才を分受けるが如くその例多し抑母親の感勢の父親の感勢よりも一層大なるものなりと信すべき理あるがゆゑ此理由の余委しく後章に於て説くべし畢竟非凡の男子と非凡の女子と代々婚姻せしならば其子孫の改良の幾程乎廣大なるべし

第二十八章 女兒の身も現るゝ父親の感勢男兒の身も現るゝ母親の感勢

余既に父母より遺傳たる性理機體の部分のと付て諸君の注意を喚び起せり然るに又父母の各自のその兒子男女の別に従ひて特別の感勢を子女の身も生ずるが如し夫れ父親のその女子の頭の形胸及び手の骨格を遺傳へり然るにそれより以下の體部と足の形造り母親の遺傳る所なり更に又男兒に於ては至く之れと反對なり即ちその頭と兩手の形の母親より受け嗣と兩足の父親に似るものとす是より由て賢女より生れたる男兒の伶俐にして智父より生れたる女子の其父親の心力を遺傳るものと云ふ説の右の理に基く故に一國の母親等はその國の法制局の中に見らるゝとなし而して該所は許諾するゝ之れなしと雖も今茲に説きたる不思議なる所作を以て該國の法質を定む如何となれば男兒の腦力と母親の質を受ければあり○賢女の譽ある婦人中多くはその父の才智を反射せるとい歴史の上は於て證明あり



當時博學を以て最も高名あるエーリットハックレーチーの弟子にして有名なる理學者アリヌチパスの娘ふりグライカイの母なるコーチリヤハシビチーの娘なり羅馬帝カリギユラの娘ハその父親に似て暴悪しくマールカス、チーレリヤスハその母の徳行を遺傳へりコモロダスハその母の悪心を受傳へりシャイレメーハ其女子等が過失を責ざりし如何となれば彼等の父の過失を照應たればなり亞細亞の有名さ大將ゼンシスカンの軍好きの婦人をその母とせり第十四百紀の最も勝れたる軍人あるタメルレーンハゼンシスカシの苗裔として母方の統を傳へりキヤソリン、メシハその父ハ似て偽詐深きがうへは妄迷と残忍しきの父ハ勝れり彼れ己れハ等しき二人の男兒を有てり其一人ハチャールス第九世と稱て新教宗人を銃殺せり今一人ハヘンリ三世と稱てグワイヌ家の親族を暗殺みせり該二人の外ハ彼れハ

娘のマーガレットハ溫柔なる舉動を以てその父親の質を照應せりアレキサンドル第六世の残忍なる功業此暗黒なる記録ハ永遠も歴史の紙上を穢すならんハの惡逆なることよ於てハ彼れの不名なる子女ハポール、ヤ等が犯せる残忍の切業のみ獨り之れと競ふとを得べしエーリット、ハイパシヤ、マダム、ステール、ジョーシ、サントの此四人ハ皆理學者を父とせりベルナード、ダットハの母ハ己れハ詩才をその兒子ハ傳へりチーフランハ己ハ母親の想像力ハ富るとを屢人ハ語れりボチンス、非凡と異名せらるハベン、ジョン、シモン、ゴエス、チーダイ、スコット、ハイロシ、及ビラマール、ダインの諸人ハ言語の快爽なると高調なるハ爲めハ著名き婦人より産出たりハイロシ、氏の己れの日記中ハその身の依剝昆垓兒病ハ心經病の一種ハ母親の遺傳なりと記せり蓋シ該母親ハ依剝昆垓兒病の最も劇症の爲ハ死せり而して該母の父親ハ心經病のためハ自



殺せりと深く世人の疑ひを受けりパイロン氏はその父方の親族に似るよりの寧ろその母方の祖父に似ると多しと評せられりモリーエーの娘のその才と氣性とよ於ての父親に似れりビーソーンの音樂の名人なる母方の祖母を有てりモリーソーンの最初の教科をその母より受けたりシヨン、セバスマン、パッチのその子孫に樂譜人の一群を成せり該パッチ氏のチーガン(樂器の一種)を調ぶるとの達手及びその樂譜の作人よて久しく彼れは匹敵する人なありし陳又音樂を學び得るとの能不能のその先祖の統を傳くと云ふに殆ど全く眞實なりと云ふとを得べし生來不器用にして一調子も合せ得ず又一譜も歌ふと能ざる父母の音曲の美音の調和と感ぜざる己れも等しき子女を生む夫れ女兒の身は父親の直接の感勢及び男兒の身は母親の直接なる感勢を解き明す數多の例を尙この上と説述し得るの容易けれ共既顯せるもの

よて充分あるべし

第二十九章

遺傳の性質を左右する教育の感勢

精心よ受けたる惡しき成果を矯正すとよ於て甚だ緊要なるもの教育なり或る惡しき質又の例發なる質を以て生れたる兒子も教育の仕方よ因りて該質を全く拭ひ消すとを得べし假令之を消失と能ざるも之れを變換るとを得べし又之れも等しく天與れ操徳も稚童れ習馴易き時よ惡しき友及び惡しき習慣の爲め失なひるとあり○此故に遺傳たる精心と道德の質を變るよの教育の關係をなすと甚だ重大なりとす今夫れ不長ざる質の遺傳を防ぎ而して善良なる質耳を願ふとを得べき手と問ふよ吾人初めて生れ出たるときよ有つ所のもの盡く先祖より遺傳たるものなりま操徳の習慣の遺傳らるべきものなる乎吾人自身よ有つ所の操徳を以てその兒子よ之れを所有しむる



とを得べき手の答へよつと、晩近術學又隨身ねたる人をして悲しくも左の語を發せしめたり。吾人先祖より傳來たる質を其儘子孫に傳與ふるより外、又何事も爲し得難く、而して該質を變易する力なしと、それ子孫よ、或る變易を生ずるといふ、二世の力もあらず、數世の間承嗣たる状態と習慣と、又依りて初めて見るとを得べし、たとへば老成の軍士の兒子と、細工人の兒子と、軍の訓練を學ぶと、軍士の兒子が熟習ゆると必ずしも細工人の兒子より速かならず、是れ又由て余のギヤルトン氏と同論を以て、此章を終局ざるを得ず、即ち吾人自分の身の萌芽の最も吾人兩親の身體の萌芽より直ぐ、又萌芽で、また此兩親の萌芽の、其兩親の身體の萌芽より直ぐ、又萌芽で、始終此順序は則れり、是理なるがゆゑ、又吾人の性質は、先祖の野蠻風を未だ免かるゝ能はず、余今此事を解明さんとせば、その法方千を以て數ふべし、例ば稚童が土を掘りて遊び戯むるゝと

を愛するの記憶し難き先祖の代より之れを遺傳へたる感覺なり、是れ即ち吾人の遠き先祖の蠻野たるを以て已れぬ爪、又て自分等れ食料とせし草木の根を掘り取りたるが故なり、鄭重に育られたる兒童も如此人、人間根元の習慣は、又へると同じ譯して、座敷の内も育て揚げられたる絹毛は、スパンニエル(倭れ一種)の路傍に塵埃中、又遊び戯むれんがため、に其主人なる貴婦人の撫で愛するも、願すその腕中より飛び去るゝ、即ち遺傳したる感覺の自から現るゝ所のものあり

第三十章 病痾の遺傳

余が説論し、残したるもの、恐らくの遺傳中の最も緊要なる部分とし、て病痾の遺傳、又の病痾、又罹るべき質、これなり。○當今人の命の恐るべき敵とする肺病、該病に罹りたる諸人の中に、遺傳の效驗とする者、最も多し、實なる哉、最も有名を醫師の或る人等、該病に決して遺傳よ



り外に起るべき原因なしと信用せり肝臓の病咽喉の病過度たる肥満皮膚の病喘息脳髓及び心經の攪亂痛風痺麻質斯及び癌腫の如き皆遺傳病なり且又少しの疵傷より屢止め難き程は澤山出血する質その血統に屬する者多しとす○病態の遺傳も亦男女の性に因て感力を爲すものとほ故に或る親の偏にその病を自分と同性の兒子に遺傳へり又或る親の偏に自分に反對したる性の兒子に遺傳す是に由てラムボルト家固有の皮膚に角の如き突出の父親よりその男兒と男孫のみに遺傳へり之れも等しく或る母親の數代の間女兒のみは指の過數と色盲と及び他の不具と疾病を遺傳へり一般規則て兩親の各自その生涯中より得たる或る病の自分と異なりたる性の兒子より寧ろ同性の兒子に遺傳たぐるものとほ去りながら才智の遺傳も關ての明の之れと反對せりと云ふとの余が既説論したる所なり

第三十一章

疵傷又の疾病の爲めに出來たる不具の遺傳するや否る手

兩親の中孰れか生涯の中に得たる疵傷又の病痾よりして起りたる不具の遺傳も關ての如何と問ふ人あるべし去をば或る例は於ての該變態の數世の間之れを現行たれども遺傳の效驗の少しも之れなかりし然ば即ち種々の人種その上齒を擲き抜き或る脂の關節を切斷し或る耳や鼻に穴に大いなる孔を穿ち或るその體も所々深き孔を鑿れるあり然れども此等の變態の子孫に之れを遺傳たるとありと思惟るに理由なしコムプレチコスと稱ふる氣味惡き奇怪しげなる男女の結社第十七百紀中に在りたりしが該者等が職業の人の子女を買ひ取りて之れを怪異しき人の形に造くるとなりグイントー、ヒューゴー氏が最近に著せる書冊の中に該者等が如何ある仕方を以て人間の面を取て天狗の如



鼻を造り或の成長を曲縮め或の顔を壓搾して奇面を造る杯尊き人の身を造り變て貴族の人の感を買んが爲に奇代なる玩弄物とせりと云ふとを繪圖を加へて説き示せり然るに此の不具を遺傳したるもの歴史の上に於て未だ見ざる所に於て之れよりして怪異なる人物を生じたるを決してこれなし茲又痘痕の不朽の功を建しゼンナー氏の慈惠なる發明以前に數世の間代々該病の爲めに必ず痘痕を生じたるの疑ひなしと雖も未だ嘗て痘痕を遺傳たるを聞かず去れば又合膿疹の残したる癩痕を以て産れ出たる兒子の未だ胎内に在る中はその母親の體を経て痘痕に罹りたるものにして遺傳の内にあらす今一方は人間以下の動物として猫犬馬の類の殊更と損傷られたるを以て該部分丈けの等しき形を有つ所の兒を産めり茲又或る男子右手の小指を殆ど切斷したるが故に該指屈曲りて生長せり然るに彼が男兒同じ手と等しく屈曲りたる小指を以て産れたり有名なる物性學者醫學博士グラウン、セクワード氏左の事情を顯せり同氏手づからギニヤ種

の豚と人造と發作を起さしめたるを以て該豚の兒の數多しその親より癩癩の質を遺傳へり而して此の手術は掛けられざる親より生れたる數多しギニヤ豚の該病に罹るとなしと依て爲めに病ひを起生する程の人造の損傷と變態の儘遺傳するとあると云ふ説の許諾せざるを得ざる所ありとの雖も生來の不具の數例の例は兎唇のとき仮令その父親に之れありとも遺傳に歸し難し是即ち兒子が未だ胎内に在る中はその母親の精心を受けたる感じより因て斯く其兒に變易を生ずればなり然し此の條件の余後章に説明すならん

第三十二章 後日於て現るる遺傳の成果

生來として現るる遺傳病の外は茲に又親の一生涯の中或る期限に



於て發したる病のその子女に於ても全く同じ年齢迄るまで發する  
 とを猶預する遺傳病あり例へば余が前章に顯したるランボルト家の  
 皮膚に生ずる針の如き息肉の父子共々同じ年齢即ち産れて後大約九  
 周日に至て生長つとを始めり或る非常な毛の多き親族に於て三代の  
 間該親族の兒子毛にて庇れたる耳を以て産れり而して父親の六歳よ  
 して其身よ毛の生長つとを始めりその娘のそれより少し早く即ち一  
 歳に滿たる時よ始めり而して又此の二代共々乳齒の晩年に至りて萌  
 生し眞の齒の一生萌ざりし或る親族の非常な年若くして白髪となる  
 とを遺傳す而して過早元頭となるも亦遺傳なりとす

第三十三章

如何して遺傳の質を避くべき乎

凡そ子女其兩親より病の質を受ると雖も未だ判然其病に罹らざ  
 る時かつ該病症の或る時期を経過たる後よ於て始めて發するものよ

於て其患を豫防甚しきに至らざるやうなせると屢これありと  
 云へるとい自のら實際上の思考たるを知らしむ故に例は肺病の遺  
 傳質の凡そ成年の頃手又のそれより晩き年齢に至るまでの體の中に  
 睡り居て發するとなし是に由て肉類を多量にして適宜に規則を立て  
 食事を爲し野原に出て規則正しく運動すると余が前篇に勸めたる長  
 き呼吸の習用衣服を温かよして快寛と着なすと若また相成るならば  
 年中天氣の變換易き時節及らびに寒暑の嚴しき季節の一様なる氣  
 候の所に居住するを以て該病の開發とを全く抑止むるを得ると屢之  
 れあり如此き預防の病の既よ發し現れたる時よ及んで治療を加ふ  
 るよ勝るのみならず之れに因て該病を避くるを得ると多し一旦該病  
 の發したる人のデント氏に所謂地獄に墮ち入りたる人の如く之  
 れより免かるゝとの望みの全く打ち捨てざるを得ざるの屢又屢なれ



ば讀者預防の語を必ず輕くして考ふるなられ。若し誰人によつても或る病は罹るべき遺傳の質を有せりと信るべき理由を見認むる時の患者の身質を盡見窮め且へ質問したる上よて將は發せんとする煩悶を避けしめんがためは最も適當なる預防法を此の人に授け發むるとの醫師たる者の義務なりと成就中て或る重大なる遺傳病が親の身を襲はるとわれればその兒子が同じ年比に至れば能く注意して遣すべし加之此の看護の右の兒子の壯年の頃はひまでも怠るべからず如何となれば年長けて遺傳病の發したる例を記録し載られたるが故なり然れば即ち祖父父親及びその男兒共皆五十歳近くして狂氣を發し自殺せし例あり夫れ痛風卒中狂癲慢性心臟病癲癩肺病喘息その他の病の總て多少預防法の配下は屬す然るは痲呆及らびは癰腫の如き或る遺傳病に至りては吾人の學識今日の情態よて之れを防ぐと能さず茲は

又病の遺傳に付て奇異しき事實ありそは或る一代のそれに罹らずしで容易く過了てその次の代に及んで現れ發するとあり故に肺病統の父母及び時として其兒子等も健全ありと雖もその孫の該病は因りて死するとあるべし如此造化の心切を以て一代の恵みを加ふると雖も必ずその次の代を以て之れを償ひしむ。病は依りて尋常一般に預防法とする攝生法を離く守るとの外に特別なる方便を用ひて預防せずんばあらずあるに此の書に自前ら限りありてこれ等の事件を一々説論するを許さるるれみならず實に余が既に説述たる遺傳の評論の恐らくは不當な擴張めたるならん去ながら該事實の實益と緊要のとたるがゆゑは余が長談を正當とせずんばあらず

第三十四章 何故は婦人の數の男子に比ぶれば過多なる乎。現今世界中は享生る所の男女の數の比例を穿鑿するの實益なしと爲



し難し且又その數に於て一方の性の何故に他の性より多き乎の理由を考究するの尙更吾人に實益を與ふべし先づ此の事を論じ次に男女の性の少しなりとも人意の感力にて造くり別ると能ふや否乎の問題に對して余答ふるとあらんとす○信憑なる統計に因るは世界の中國總て人口稠密な住たる場所にては常に女性の數の男性の數より多し即ち英國吉利及らびウエールズにては男子百人毎に百五人の女子あり瑞典にては男子百人毎に女子百九人の比例とす該不公平の郡村より都府に於て尙大なり例は倫頓にては男子の百人毎に百十三人の女子あり瑞典の大なる都府に於ては百と百十六の比例なり○然るは新植民したる地方の此例と同じからず皆又輓近に植民して未だ人口の此所彼所を散在したる場所にては右の比例の反對なり例は我米國西部の州々にては男子の數の女子の數に勝れりカリホルニヤ州

ては女子一人と男子三人の比例とすブアダ州にては女子一人に男子八人の比例なりコロラド州にては女子一人毎に男子の數二十人なり輓近の合衆國人口調査に因ればイリノイ州に於ては男子の數女子に勝ると九万三千人なり之れは反りてマサチューセツツ州に於ては男子より女子の數多きと五万乃至六万の間なりとす○新に拓けざる國に於ては男子の數女子の數より多き元來婦人たるもの移住するを好まざるが故なり且又婦人の開拓生涯の苦困又適當せざるものなり○如此は世界全局にては女子の數男子より過多なるに如何なる原因なる乎然ば世の父母男兒より女兒を多く産生ものなるか否少しも如此なる理なし輓近に調査ありし産兒統計表は五千八百八十八万人以上の内女兒百人毎に男兒百六人の比例たるを見認せり例は米國ロードアイランド州に於ては千八百五十三年より千八百五十五年迄の



三年の間はうまれざる男女の比例の女兒一千八百人として男兒一千六百四十人なりと依然るは造化の法則のおどろくべきものにして稚童の稚女は比ぶれば出産の後一年のうちはその生命をうしなふことたほし第二年も於ては初年より比ぶれば稍少しと雖も猶男子の死するに遙るは女子より多し第三年もより男子の死するに遙次は減少して第四五歳に至れば死亡するは男女両性その數殆んど均一なりそれより後拾五歳乃至四十歳までの間の死亡するとの數は婦人の方に稍大なりと雖も未だ男女の數を平均するに至らず加之あらば男兒の天死しやすきとの出産以前に於ても之れあり即ち死兒を出産の中は男兒の數は女兒より多きものなり其比例の二は三なりとは是れに由て或る著述者の男子に付與へられたる剛性の稱詞の誤稱なりとせりそれ男兒の幼き時に於ては性理上にて女兒より脆弱く且一層邪害を感

易きものと云ふは○如此に男兒の産れるは女兒の産れるよりその數多くなるは世界中は現當享生る所の男女を比較すれば女子の數男子は勝ると云ふとを指示したるが故に今暫く男女兩性の數を定むるところの造化の律を思惟んとは余看官の退屈せんとを恐るゝがゆゑに數字を用ふるを避けて數年數國を涉りたる數多の經驗にて得られたる結局を短簡に説述んとは夫れ兩親の年齢の差違の兒子の性男女は特別なる感勢を有つものなり然れば父方の年齢母親より長たれば男兒を産むと多し又兩親の年齢均と時男子より寧ろ女兒を産むと多し若し又母方の年齢長ずる時女子を産むと多し此説たるや前説と云ふ如く文明諸國に於ては女兒より多く男兒を産と云へる事實と符合に如何となれば社會の風儀にて夫婦の一般に其妻より年長あれば此の法則は符合したる奇ろき一の例あり其の概近余が



自分経験せし所として或る再嫁の婦なるがその年齢夫より十年長ぜり該婦今の夫によりて二人の兒子を産ちしが兩人ながら女子なり然るに彼れが以前の夫の彼れよりその齡十年長ぜり而して該夫より四人の兒子を産ちしがその中三人の男子として第四番目の子の双子にて一人の女子一人の男子なり○然りながら夫婦年齢の比較のみにて兒子の性(男女)を識別するに甚だ難し時として此の年齢の働も打勝べき勢力の抵抗あり例ばノールウエーの或る地方に於ては不斷男兒の不足を生ぜしとあり然るも他の地方にては之れを反對の例ありし大戦争耶又時としての疫病のために男子の非常に死したる後に於ては男子の産るゝと通常より多きと能く世人の知る所なりまた椅座で強き勞力を爲さるる男子殊に大にその精神を疲勞する學士の子を生むと多し又男子の方甚だ年老たるとさるゝその兒子中女子の數

多しとす茲又両親の年齢の比較の外に食物の分量及びに其質住居の高低温度の情態活計の任法地位の高下宗教を信ずるとの度情交の度數の總て皆男女の性に不平均を提起すの原因なりとせられたり○或る著述家の南風滋く温みして濕りたる年の女兒を生ずると最も多く寒くして乾きたる年に男子を生ずると多きものと云元來此の説たるや人間に就て信すべき統計によりて立られたるにあらざると雖も家畜に就ては佛國農學者の久しく經驗せし所にして季節の動物の性(牝牡)に大なる關係を有つものと云牛馬羊等の天氣乾きて寒く且北風の吹く時節より反對の天氣の流行る時より牝兒を生むと多し○是れは男兒年是れは娘年なりと云へる乳母社會の語の或る年を於ては他の年より男兒を産出すと女兒より多しと誤想たるも基けり○何れも免れぬ此の條件を就て最も吾人は關係を爲すもの左の問



題なりとす

第三十五章

男女の性の随意に造り得らるゝ手

此の問題たるや數百年前より起されざる難問の一にして全く最近に至るまでいその儘として満足なる答へなかりしが結局術學の力にて確証を以て之れが答辨を爲せり。ゼニブの術學大學校の教師エム、ソリレ、川氏の吾人の欲する所は從て男女を造くる理由を顯せり。○世上は於て或る親族は男兒を得んが爲めに至極心を艱ませり或る親族は熱心くなりて女兒を得んとを願へり而して又一國の人口は於て男女の比例を制限するとの國政論も關つると屢之れあらん。諸家は否、嗟の處女なく野々戰士の不足なきとくユリト、ト、ヒヤ國、英人モ、ト、ア、ト、氏の想像を以て作れる海島の名にして該所より法律その他人間萬事満足爲さるゝるのなしの情態を提起す。人間境界の満足を謀るとの中にも

最心底より企望すべきとならず哉。夫故に該説論の緊要として棄べからざるものなり。○彼の雌蜜の先に雌卵を産み而る後に雄卵を産むとを常とす。牝鶏に於ても之れと等しく最初に産むる卵子の雌は卵り最後は産れざる卵子の雄となる。牝馬の發情時限の終際に牝馬と接するどさの牝兒より寧ろ牡兒を産むものとす。大學教師ソ、レ、氏の此の實事及び彼の他之れと等しき事實を思惟して家畜牧師のため左の規則を造れり。汝若し牝を生ませることを欲ふならば情熱の初めて現れざるどさの牡を接へよ。若しまた牡を欲ふならば情熱の終際に於て牡を接へよ。と去りながら物事と理論を設くるとの容易となるが故に從來該規則は現實と符合したるや否乎を証よせん。倍余の我座右に千八百六十七年二月記のスイツランド國の或る家畜牧師の証書を所有り。蓋し此人のキヤントン、ダ、ブ、ラ、ド、のスイツランド農學社の社長



息子なり其文曰余先づ第一は二十回接續で牝犢牛を得んとを欲へり蓋し我が牝牛ハスチナルツ種にして牝牛ハ純粹のダルム種なりし而して該例に於てハ余が目的を成功せりその後余純粹のダルム種牝牛一頭を買得しるを以て余が嘗て大金を出して買得めたる牝牛に代りを得る爲めハ新し一頭の牝牛を生ましむると甚だ緊要なり是れハ由て余ハ大學教師ツレー氏に教示し従ひし果して該目的を達するを以て該法律の眞正なることを重ねて證り且又耕事ハ使役人が爲めハ余が所有のダルム種より六頭の牝牛(スチナルツとダルム種の雜子)を得たり而して同ト毛色と高さの牝牛を撰びて之れと交接せたるを以て全く糶したる鬪牛を得たり然り而して余が所有の群ハ牝牛四十頭ハ迨びその年齢ハ各牛異なり○約言へば該新しき法ハ因りて以上二十九の試験を爲せしが各回ハ牝牛中余が企望たる所

れものを生ましむることを成功して唯一回も仕損せしとあし該の試験ハ盡く余が自身ら施して少しも他人に差圖を借らざるが故ハ余ハ大學教師ツレー氏の法方ハ眞正満足なるものと思考するありと公告すあり○千八百六十八年三月二日の費府の内外科醫學報知(雜誌の名)ハ充分信任すべき經驗者右に等しき試験を畜類ハ行ひしに同様の成果を得しことを記載せり○エム、ツレー氏の法方ハ佛帝第三世那烈翁の農園もて試みられたるハ最も確かなる成功を得たりと主張れり○偕今該法律を人種に施用するときは其成果ハ如何あるもの乎と問ふハ米國ウイムボーンの醫學博士エフ、シエー、ダブルユー、パツクマン氏のランセット新聞に左の説を掲り婦人月經の循環る中間の初めの半期ハ孕む時の女兒を産む而して終の半期ハ孕胎となるときハ男兒を産む然るハ若し分娩の時日が婦人の筭用通りより越ゆるときハ其子



の大概男児として産るべし〇千八百六十八年二月八日の費府内外科  
 醫學報知に尊敬ふべき醫師己れが経験したる數例に於て大學教師  
 ーノー氏が理論の正真さとを證據立りと云ふとを書けり氏曰く月經  
 の流り歇む後三日より六日の中又情交を爲したる時より何時まで  
 孕みたる見の女子なり而して月經歇みたるより九日目より十二日の  
 中又情交を行ふて造成たる子の男なり各例毎々余その母の孕みたる  
 時日のみならず尙又月經の歇みたる時期月經歇みて後初めて情交  
 及び其後一个月の中又一月以上の間も行れたる情交の時日等又至  
 るまで詳かみ極めたり〇復或る醫師の千八百六十八年六月二日の同  
 じ雜誌より自身の經驗の效驗を記載せり〇ルイシヤナ州の某農人の  
 ルス、フーールド、エノド、フアイム新聞(農業新聞)に左の事情を記載して  
 ーノー氏の法律に左祖を爲り余從來既に數多の例に於て未だ産れ出ざ

る兒子の性(男女)を確實に占考てるとを得たり去ば余が友人の中にて  
 三十回以上余その兒子の性を未だ産れ出ざる以前に預言へり而して  
 その産れ出づるに及んで殆んど毎回余が辭の眞正しきを證據立り〇  
 是れ又由てセーキスピヤー氏の作れる演劇の中マクベスが企望  
 みたる如く男兒のみを産んど欲ふ妻女の月經の歇みてのち七八日過  
 ぬその時間より孕胎となることよその身を暴す杯のときを用捨せずんば  
 あるべからず〇當今に於て伶俐熟練の醫者の未だ産を出ざる以前に  
 兒子の性を預言當るとを殆ど確よ爲し能ふるあり然し之を預言ふ  
 との法方の妊娠に付ての論說の中又顯すべらん

第三十六章 双子産

五一一  
 規即として婦人一時に一人の兒子を産むものありと若し双子を  
 産むとさる世人多く之れを良きとせず夫れ双子の性理及び心腦



共不足とあり易しと世間之れを評せり然るも此の説たるやその理由なきにもわらず即ち該の條件に付て注意たる術學の調査に因れば心腦と體の虚弱及らび癡呆人れ中その甚だ大いなる數に現る平常の人から見れば雙生子の中に見らるゝと云ふとを顯せり而して雙子の産るゝと多き親族にて等しく髓の不具を生ずると屢之れあり又心腦と體の虚弱及らび癡呆の親族中より雙子を産むと平常ありと事實なる哉雙生の全史に尋常より外づれたるものにして該産兒のその成長充分ならず機關の紐立も自から脆弱あるとを現す而して人種の雙生子あるもの物性の法則より乖離たるを吾人知らしむるがゆゑ又萬事より對して有害あり去れば生れあがらよして腦漿なき怪しき人物の雙生子の外に之れあると稀なり○雙子の産るゝ大約平常の産の八十度より一度なりとす婦人一回より一人以上の見子を産むとよりの全

く子女を有たざる方を多しとす而して雙生産の母子共危険を増加するを見れば複産の稀あるとの幸ひと云ふべし

第三十七章 雙子の産るゝ原因の胡爲ものぞ

此の不规则なる妊娠を提起す原因或は之れを賛成と事情の如何なせなれば之れも等しく造化の法律の動きに因て出来たるが故ありと問ふ人あるべし是れ素より偶然の事とあらず夫れ造化は偶然の事あるとなし某人の之れにその母親に基けりと想像に又某人の父親に原くありと想像へり然れども該の兩説の孰れもも荷擔すべき事實なし某る婦人の逐次に數多の男子に嫁りして常に雙子を産めり然るに彼等が夫としたる男子に他の妻女との毎回單子を産めり茲に又或る男子に右の婦人より等しき情態を現し今此の事の例を擧ぐるに千七百五十五年に於て魯細亞の皇后は面謁させられたる田舎男子の例より



尙驚くべき例の稀あるべし該男子の前後二人の妻女を娶りしが第一の妻女の産を爲すと二十一回にして五十七人の兒子を産り第二の妻女の十三産を以て三十三人の兒子を産めり彼等の産を爲す回毎に四子三子又の双子を産出せり爰に余が経験したる一の例あり該の例に付て考惟るに双生産のその原因の母の體質に基くが如し即ち該妻女の前後九人の兒子を持しが第一の産の單子にして女子なりその他に總て双子にして男子なりし〇複妊娠は年よりて多少ありと云へる説ありと雖も双子を生ずるに最も大なる實際の感勢を現すと思考するものゝ母親の年齢是なり甚だ手擴き統計の指示す所によれば婦人双子を孕むとい一生涯孕胎期限の初發より四十歳に達する迄漸次に增長す二十歳より三十歳に迫る間より双子を有つ妻女のあるに最も僅少にして双子を産む婦人はその年齢平均して尋常の妊娠をする

間の年齢より長ぜり倍又双子の數を比較するに年長たる婦人より産るもの遙に多き世人の能く知れるところなり總て子女の出産を比較するにその五分の三の三十歳以下の婦人なり而して双生子の全數の五分の三の其齡三十歳以上の婦人より産めり婦人初めて嫁する時よその齡長ずれば長ずるだけ初産は双子を有る易きと多し十五歳乃至十九歳の若き妻女の双子を有つと百八十九人に僅か一人なりとす三十五歳乃至三十九歳の妻女に於ては四十五人に一人の比較なりとす今之れを詳か言へば最も若くして嫁りしたる妻女の双子を有つと最も少し而して四十歳に達するまでの年齢の長ずるに従て双子を孕む易し〇又人種によりて復産の多少あるが如し去れば英人と愛人と孰れか復産の多きを比較すれば愛人の方復産をするに尙屢なりとす



第三十八章

親族の大小に双生産の感勢

双兒を産む婦人の一回に唯一人の兒子を産む婦人より到底大いなる親族を有つ歟世上の信用する所の此問題を賛成する答へをなすならん如此なる答の確定なる左の事實を以ても賛成らるゝが如し即ち双子の初産又の小親族も増加するよりの寧ろ既に大なる親族に加ると多し然りながら統計の猶未だ當然を以て該の疑問も答へを爲さざると雖も統計も亦双子を産む婦人のその隣の人より大いなる親族を有つと云へる想像を賛成するが如し〇婦人の雙子を産む初産に於てあり易しと雖も概へて第二番目の分娩より後の妊娠の度數が重なるに従て雙子を産むとを増加す是れも由て雙子産は過數親族の徴として慘み哭くべきとなり

第三十九章

一産又二人以上の兒子を産む事

一産に二人以上の兒子を産むとの例の雙子産も比ぶれば尙少しと比該例たるや三十歳を越えたる婦人又あらざれば嘗て出逢ふと稀なり如此なる例の總て母子共又多るれ少し不幸を受けり

第四十章

一産に三子を産む事

三子の出産の必ずしも三十歳以上の婦人又限らずと雖も三十歳より若き婦人又して三子を産むの大珍奇なりと稱るゝ程又至極稀なり若し又三子産の双子産の多く初産又起り易しとせず該の点に於ては余が既又説き去りたる双子産に異なり巴里斯の産科病院にて或る年月の中より起りたる三万六千の分娩の中より三子産の例は唯四なりと倫敦の公立産病院に於ては四万八千の分娩の中より三子産の僅なり三なりホーラチアイと稱れたる彼は三人兄弟の羅馬人の三子なりと云ふとの歴史又見えり諸該の三人の紀元前六百六十七年又於て等しく三子



なるアルバートのキユーリアチアイと稱れたる三人と戦争て之れも打  
 勝り〇三子の條件も就て面白き事實なるを以て余左の事情を顯さん  
 聖彼得堡の産婆院も千八百四十五年より全じく五十九年迄迄るまで  
 の間は某る三人の婦女入院を許されたりしが彼等の三人とも第十  
 五番目の分娩も於て各三回接續て三子を産めり然るに幸ひなるとい  
 尋常の婦人十五番目の妊娠をなすの甚だ稀なり

第四十一章

一産も四子を産む事

四子の例たるや三子よりも尙僅かなりと雖も一産も四人の強壯なる  
 兒子の産れたる例あり

第四十二章

一産も五子を産む事

一産も五人の活きたる兒子を産むとの規則外の甚だしきものよして  
 大概の其兒子の生命危きものと此の類の著しき例を輒近の某醫學

雜誌も報告られたり之れの日備人の妻女もして六人の兒子の母たり  
 彼れ三十歳の時妊娠となりて凡そ第七个月目も分娩せしむ五人の活  
 きたる兒子を産めり此の中三人の男子もして二人の女子なり然るも  
 此の中四人の生れて一時間ばかり享生て逐次て死せり第五番目の兒  
 の女子もして最後も産れ六時間享生たり而してその體格の小さなれ  
 共享生ふべしと企望れたるが程も強壯なりし〇近時佛蘭西の某る醫  
 學雜誌も五子産の例を報告り此の婦人の年齢は四十歳なり彼れ此の  
 時まで一度雙子を産み五度單子を産めり彼第七番目の妊娠も際て  
 五个月を経過したる時よその腹の太きと平常婦人の臨月のとくも大  
 いなり而して此の月の末も五人の兒子を産み出せり該五人共皆な活  
 て産れ四分時より七分時の間活へり猶又該の五人共皆男子もて體格  
 能く而して單子産に於て通常の五月半の胎兒の如く成長して居れり



又該の婦人の産後全快して少も異りたるとなかりし此他一産五子を生みたる例の引證せらるゝと雖も元來一産五子の例の醫學上は知らるゝと甚だ珍らしく而して記録に載するに足るべき珍事なり

第四十三章 信用爲し難き數子に産

或る書冊の一産七人八人九人十人而して尙以上の兒子は付て説くと雖もその説の信用を置くに足らざるが如くは怪異して信じ難く且適當なる證據を以て賛成られず如此に段々數を増せる法外なる牽合の説のゴフターと稱れたる著述者その高度に達せり彼の話したるや第十七百年代の人の妄信あるとの良き解明を與へり去るば該の遍歴人(ゴフター)の千六百三十年に於てヘイグより大約五英里(我凡二里)距離をロースツューナムと云ふ所の某寺院にて左の事情を記したる記録を見れり某名高き諸侯の夫人(ゴフター)氏その姓名を記せり千二

百七十六年を於てその年齢四十歳にして一産三百六十五人の兒子を生み此の兒子等の盡く僧正グワイドと稱れたる僧より洗禮を受けて此の中男兒のその名を皆ジョンと呼び女兒の皆エリザベスと稱けられたり彼等皆その母親と同日に死して上は顯されたる寺院に葬られたり諸該の怪異しき出産の右の夫人一日貧賤ある一の婦人がその懐に雙子を抱きて在るを見て之れを誹謗れる罪よりて爲きたりと云へり該の貧しき婦人彼の誹謗人が一産一年の日數と同じ數だけ兒子を生むとを神に祈れりこの話したるや該の寺の記録に證らるゝよもせよ無學として妄信人の時代と與へらるる數多妄迷の例の中に加ふべきの論を待たざるあり○余の此の論題を終るに臨んで複産の單子の妊娠は比ぶるば成熟すると少し而して如此なる妊娠の平常の妊娠と較ぶるば流産すると一層多しと評を下すべし



妊娠

第四十四章 妊娠女を尊み敬ふべき説

余これまで女子を處女及らびに妻女と見なして考慮たり然るに今爰に至れば彼れ母親たる聖の門は近よれり彼れ兒子をその胎内に宿し而して婦人一生涯の中何れの時よても現今の時期は如く深遠しくして一般の實益の主たるとなし夫れ若き處女と新嫁女の間は嬌姚好氣及らびは艷容を以て人々を愛好せたり今妊娠妻女となれば目前人の慈愛と教法上の尊敬を受くる的とす何れの時代何れの國に於ても妊娠女の如何程り著しき心切と大いなる保護を受けたる手を説述するの無益にあらす彼れ從來公けの尊敬又時としての教法上の拜禮をも受くべき本體と爲れり是れに由て雅典及らびに加查細尼亞に於て人殺しの罪人も妊娠女の在る家よ潛匿るゝ時の裁判は劍を免れり

猶太人の宗旨の故を以て禁じたる肉食も妊娠女に之れを許せり孟施斯が立たる法律に悪しき取扱又の粗暴ある業を以て婦人をして墮胎せしむる所の人に對して死罪を布告せりライカルの妊娠中に死したる婦人を戰場に討死したる勇士に準へて該女も與ふるに碑銘を以てせり往古の羅馬に於ての國民一統高官人の通行に出逢へば起立の禮を行ねばならぬ妻女たるものこの貴人を敬禮ふの表を行ふとを免れたり是れこの舉動を強て勉め且つ急ぎてなると婦人若し妊娠されば有害となるが故なりパノニヤの王國に於ての妊娠女の左の敬禮を受くるなり男子途中よて妊娠女に行き逢ふときの後戻してその女の行く先まで彼れを護送さざるば罰金を贖ねばならぬなり又カソリックの何れの時代に於ても妊娠女だけは宗掟と見る斷食を免せり埃土人の婦人の死罪に當りたる時に若し妊娠の證據あれ



ば罪状を申し渡すとあるべしと命令せり而して又耶蘇教を奉ずる  
國々の大半の方今之れと同様ある律を有つ

第四十五章

妊娠の徴候及び症状

第一 最も一般に信憑せらるゝ徴候は月經の滞止あり依て妻女たる  
人思ひ設けたる時期は月經の注るとふきときい孕胎たりと決定むる  
と多し然りあがらこの徴候たるや誤認を免れ難きと多し○時として  
若き妻女と初めて孕胎たる以後二月又三月の間少しづゝ月水の降る  
とあると云ふとを心は銘めずんばあるべからず此の事實は暗きより  
えて分娩の時期を誤認すると甚だ屢あり今一方は時として經水の  
婚姻せる直後又滞止りて一二月も注下るとあけれ共絶えて妊娠の萌  
し之れあるとあし如此なる例は於て月經の一時滞止るとい婦人從來  
と異て新規の交りを始めたるを以て深遠き體の感化は基けり○又妊

娠の當初よりその終末迄まで月水の規則通り注流るとい稀なり  
とせず産婆學の有名なる著述者の妊娠中のみ月經の下るとありて他  
の時より月經を見るとき婦人等の規則外なる例を與へり○一般の  
規則よて健全なる婦人として月水の滞止たるときは妊娠せりと知  
るべし去りながらこれのみよて愈妊娠と定め難きゆゑ他の徴候を  
も参考ずんばあるべからず○第二 朝病(朝寝起)胸のむかゝする  
とい妊娠の甚だ通常なる症状よて妊娠の甚だ夙き時期お起るなり而  
して多くの母親の說によれば之れを以て妊娠の至極確實なる症状と  
す抑この事の余既お話の序を以て前章に評下して曰く時として孕胎  
と殆んど同じ時に起るものなりと夫れ朝病の大概最初の二三週間に  
起り而して第三四個月若くは胎兒の動くを始むるまで續くなり該  
の症状たるや困難を引起し易し大概の嘔吐すると瑣細にして直様快



くふるものなれ共時として暫時が問の劇しき止め難き窄張を引起すとあり左に去りながら之れしも病と稱られず之れが爲めに婦人疲勞る程に至らざれば此の事たるや分娩の善良健全なる徴候として思考すんばあるべからず不氣分なる妊娠の安全なりと云へる古き眞正なる諺あり故に惡心若くの現り嘔吐すとさきの母子の身の土に危難の根原なりとす去れば妊娠中常に該の症狀を見ざる婦人の甚だ流産を爲し易し萬一此容體起るとなき時之れを起生すが爲めに熟練たる醫者に依頼せざんばあらず如何となれば該の症狀の健全なる妊娠に幾程の緊要なればなりこの故に朝病の妊娠の事情を伴ふて起ると甚だ普通にて殆んど毎に之れあらざるとなし而して妊娠の徴候なりとして之れに信憑を置くも可きなり〇第三 乳房の變化の妊娠の症狀として有價ものトす婦人妊娠すれば乳房の漸次に膨脹て漸次に充

實なり而して爪にて箝めり又の虫の刺すが如き感をこの部分又覺ゆ乳頭の膨脹れて突出で又時として痛疹を起すとあり皮膚下の靜脈の平常より一層發現としてその紫色を増濃す乳頭を環ふ蔷薇花の色ざりたる一種皮上の環のその幅漸次に増廣なりその色も平常より黒く變じ而して小丘の數を以て覆ゆる之れも續いて白色の圓き斑点該環の外部より自ら散現する〇右に述べたる乳部の變化の發現る時期は各人一様ならず或二三周として開發るとあり或は屢第二三ヶ月に至るまでの發せざる人あり又時として柔弱き體の婦人又於て分娩に近づくまでの現るゝとなし時々分娩の後に至るまで少しも乳房の變化を生ずるとなし此の終りの例に於ては分娩後數日の間乳汁の出づるとを延引せ或る珍らしき例に於ては何日往てども乳房の母たるの均合を爲さざるを以て該の母親の自分の子女は乳を哺ませる



樂しき義務をなすと能はず○第四 右は次で余が考へんとする所の  
 症状の發動あり此の辭たるや母親の妊娠して胎兒の動くを以て始  
 めて明らふ胎内は胎兒の現在を知る時期を指して用ひられたるなり  
 往昔の人等は此の時に至りて新體胎兒は其の生命を賦與へられたり  
 思考し然れども方今の物性學の證明は此の思考の誤説を咎めり去れ  
 ば妊娠の最も夙き時期は於て未成胎兒の生活てをることの彼れ將來  
 成立の何時に於ても活て在ると同じとなり此故は墮胎を爲す婦人の  
 之を爲すとの發動の前後は關らず術學と天帝の目より見れば等しく  
 罪ありと云ふとを婦人各記憶ざるべからず○然れば即ち發動の如何  
 して生るものなる乎答へて曰く胎兒の運動なると疑ひを容るべから  
 ず夫れ胎兒の心經と筋力とが己れの手足を動かすと能る程は充分發  
 達つや直や母親をしてその身の情態を知覺せしむるに至る諸この運

動のその働き充分ならざれば知覺らせず時として胎兒の筋肉の伸  
 縮が充分強かざるが故にその母親をして少しも感ぜしめざると之  
 れあり如此に胎兒の運動が幽弱にして母親の身に感ぜるとでさざる  
 數多の例に於ても熟練たる産科師の之れを詳に知ると能るなり而し  
 て胎兒の運動を起すに醫者の詳知したる種々の仕方あり○發動の  
 時期 該の容體の妊娠の大約中央即ち第十八週日に近うづきたる時  
 起ると通例なりとを去りながら或る婦人の妊娠の第三月目にして早  
 くも胎兒の運動を感ぜるとあり他の婦人の第六月に至る迄の之れを  
 感ぜるとなし茲は又第八月或は九月加之らず始終何たる運動も感ぜ  
 られざる所の例ありとあり如此は運動せずして己れが現在を示さ  
 る胎兒の好憎も好憎動くを欲せざる好憎と異稱せられたるラウレ  
 ヌと云へる人の種類なりと云へる説あり確なる哉男女共多の人



四三一

産て後休息を好情け愛するを顯せるを以て彼等未だ胎内も享生る間も等しく自動くをなさりしなりと容易く想像やるを得べし  
 ○左の去りながら發動の徴證なきに稚兒の虚弱か又子宮の壁膜も感心の缺乏か因れり○或る婦人は於て自分より胎兒の運動なりと思へる感心の左よりあらずして腸中に瓦斯の醸成を恐らく又水腫の萌に原く時に自から欺むかれて之れを胎兒の發動たるなりと想像ふとあり此の事に付て自ら欺られたる數多の例の中より有名なる歴史家ヒューム氏の事情を著せり英國の女帝メーリーの兒子を産んとを非常に欲ふ折より彼れ胎兒の運動を感せりとして公布せしまでも自のら信じてそのとを執言れり是れに由て外國の朝廷に公報を通し國中の一統に之れを祝し男女の性まで預定られたり如何となれば誰人も此兒は皇子に誕生ましまはならんと確く信すればあり而して倫

五三一

敦府の僧正ボヌナー氏の天帝に對ひ該の皇子をして艶美しく強壯にして且又伶俐ならしめ賜へど祈りつゝ公けの祈禱をなせり然るも此等の企望と一同熱心なりて待設けたる誕生の幾日経れども決して現實とならずして水腫となれり而して該の想像の發動の偏も全く不健康の爲す所として水腫の萌したると將來に至て始めて明かなりし○或る婦人の腹部の筋肉を隨意に伸縮するを以て胎兒の動く似眞をする力を有つ能く人の知りたるチャールストンの黒女アアント、ベチーハ十五年の間妊娠して居りたりと大評判を受けたり該婦は此の事を珍奇がりし醫師及びに醫學生徒に胎兒の動く偽眞を爲て見せるとに因て大金を奪ひたり而して該婦幾回も同府の醫學者の面前に出でたりその後彼れ死した後に解剖たるを見るに少しも妊娠したる徴候之れなきを見顯されり該婦は自身の筋肉を隨意に震動すとを得るが



故<sup>ゆ</sup>親<sup>ちか</sup>しく胎<sup>はら</sup>兒<sup>ご</sup>の運<sup>はたら</sup>動<sup>き</sup>を真<sup>ま</sup>似<sup>に</sup>して好<sup>この</sup>事<sup>こと</sup>の人<sup>ひと</sup>より金<sup>かね</sup>を出<sup>だ</sup>させたるなり  
 ○第五 腹<sup>はら</sup>部<sup>ぶ</sup>の變<sup>かは</sup>化<sup>り</sup> 妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>して最<sup>は</sup>初<sup>じ</sup>め二<sup>ふた</sup>月<sup>つき</sup>の間<sup>あひだ</sup>平<sup>つ</sup>常<sup>じょう</sup>に比<sup>くら</sup>ぶれば却<sup>かへ</sup>り  
 て小<sup>ちひ</sup>さし即<sup>すなは</sup>ち退<sup>へ</sup>縮<sup>く</sup>みて平<sup>たひら</sup>かなる形<sup>かたち</sup>容<sup>よう</sup>を現<sup>あら</sup>す臍<sup>へそ</sup>も亦<sup>また</sup>引<sup>ひ</sup>込<sup>こ</sup>んで凹<sup>くぼ</sup>めるなり  
 大<sup>おほ</sup>約<sup>やく</sup>第<sup>だい</sup>三<sup>さん</sup>月<sup>げつ</sup>目<sup>め</sup>に至<sup>いた</sup>れば下<sup>した</sup>腹<sup>はら</sup>の自<sup>おの</sup>ら<sup>ら</sup>膨<sup>ふ</sup>脹<sup>くわ</sup>ると多<sup>おほ</sup>し而<sup>そ</sup>して後<sup>のち</sup>再<sup>また</sup>び小<sup>ちひ</sup>  
 さくなるを以<sup>もつ</sup>て婦<sup>ふ</sup>人<sup>じん</sup>自<sup>おの</sup>ら<sup>ら</sup>の情<sup>あは</sup>態<sup>さま</sup>妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>に於<sup>お</sup>いて誤<sup>あや</sup>れたるかと思<sup>おも</sup>ふとあり  
 その譯<sup>わけ</sup>の彼<sup>か</sup>れ第<sup>だい</sup>三<sup>さん</sup>月<sup>げつ</sup>目<sup>め</sup>より四<sup>よ</sup>月<sup>げつ</sup>目<sup>め</sup>に至<sup>いた</sup>りてその腹<sup>はら</sup>なほ小<sup>ちひ</sup>さくなるを  
 見<sup>み</sup>るゆゑなり去<sup>さ</sup>りなむら此<sup>こ</sup>の時<sup>とき</sup>期<sup>き</sup>を經<sup>す</sup>過<sup>ご</sup>せば腹<sup>はら</sup>部<sup>ぶ</sup>の太<sup>おと</sup>りと硬<sup>かた</sup>さを  
 漸<sup>しだ</sup>次<sup>じ</sup>に増<sup>ぞう</sup>加<sup>か</sup>す尙<sup>あは</sup>ひ一<sup>ひと</sup>層<sup>そう</sup>有<sup>あ</sup>價<sup>げ</sup>とする所<sup>ところ</sup>のもの膨<sup>ふ</sup>脹<sup>くわ</sup>の一<sup>いつ</sup>種<sup>しゆ</sup>の形<sup>かたち</sup>ちあり儲<sup>たくわ</sup>  
 それ形<sup>かたち</sup>の梨<sup>なし</sup>子<sup>し</sup>に如<sup>ごと</sup>くよして水<sup>みづ</sup>腫<sup>しゅ</sup>その他<sup>ほか</sup>の病<sup>やま</sup>みて膨<sup>ふ</sup>脹<sup>くわ</sup>たるものと區<sup>ま</sup>別<sup>べつ</sup>  
 らるべし又<sup>また</sup>臍<sup>へそ</sup>の突<sup>と</sup>出<sup>で</sup>るを始<sup>は</sup>め而<sup>つ</sup>して終<sup>つひ</sup>の緩<sup>ゆる</sup>み垂<sup>たる</sup>るに至<sup>いた</sup>る今<sup>いま</sup>此<sup>こ</sup>の  
 時<sup>とき</sup>臍<sup>へそ</sup>の伸<sup>のび</sup>出<sup>で</sup>たる形<sup>かたち</sup>を以<sup>もつ</sup>て妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>の屹<sup>きつ</sup>度<sup>ど</sup>したる徵<sup>あ</sup>候<sup>こう</sup>なりと曰<sup>い</sup>ふ○序<sup>ついで</sup>  
 に云<sup>い</sup>ふ子<sup>こ</sup>女<sup>にょ</sup>なき妻<sup>つま</sup>女<sup>め</sup>の常<sup>つね</sup>に妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>を望<sup>のぞ</sup>むゆゑ壯<sup>さう</sup>年<sup>ねん</sup>より老<sup>らう</sup>年<sup>ねん</sup>に變<sup>うつ</sup>遷<sup>つ</sup>る

時<sup>とき</sup>に於<sup>お</sup>いて腹<sup>はら</sup>部<sup>ぶ</sup>の肉<sup>にく</sup>付<sup>つ</sup>きを見<sup>み</sup>て従<sup>これ</sup>來<sup>まで</sup>己<sup>おの</sup>れが望<sup>のぞ</sup>み今<sup>いま</sup>將<sup>まさ</sup>に満<sup>まん</sup>足<sup>ぞく</sup>せんとすと點<sup>ち</sup>認<sup>ん</sup>  
 くと屢<sup>しばしば</sup>之<sup>これ</sup>れあり玄<sup>こ</sup>かし此<sup>こ</sup>の生<sup>せい</sup>活<sup>くわつ</sup>の變<sup>へん</sup>化<sup>くわ</sup>する時<sup>とき</sup>に際<sup>あたり</sup>て脂肪<sup>あぶら</sup>の積<sup>つ</sup>置<sup>こ</sup>よ  
 りして腹<sup>はら</sup>部<sup>ぶ</sup>の膨<sup>ふ</sup>脹<sup>くわ</sup>を引<sup>ひ</sup>起<sup>おこ</sup>しその上<sup>うへ</sup>自<sup>おの</sup>ら<sup>ら</sup>と起<sup>おこ</sup>る心<sup>こゝろ</sup>經<sup>きん</sup>の攪<sup>さ</sup>亂<sup>らん</sup>と月<sup>つき</sup>經<sup>きん</sup>の滯<sup>とど</sup>  
 止<sup>とど</sup>を以<sup>もつ</sup>ていよゝゝ妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>せりと思<sup>おも</sup>ふべけれども抑<sup>おさ</sup>婦<sup>ふ</sup>人<sup>じん</sup>この年<sup>とし</sup>齡<sup>ねん</sup>より  
 ての生<sup>せい</sup>殖<sup>じつ</sup>の時<sup>とき</sup>日<sup>ひ</sup>の既<sup>すで</sup>に過<sup>と</sup>去<sup>り</sup>りすなち該<sup>こ</sup>れ徵<sup>あ</sup>症<sup>しん</sup>の人生<sup>じんせい</sup>の冬<sup>ふゆ</sup>季<sup>き</sup>の近<sup>ちか</sup>  
 寄<sup>よ</sup>りを明<sup>めい</sup>示<sup>し</sup>するものよして之<sup>これ</sup>れととも生殖<sup>せいじつ</sup>機<sup>かり</sup>の死<sup>し</sup>亡<sup>ぼう</sup>を持<sup>も</sup>ち來<sup>きた</sup>すも  
 のとす○第六 皮<sup>かわ</sup>膚<sup>はだ</sup>の變<sup>かは</sup>化<sup>り</sup> 夫<sup>そ</sup>れ皮<sup>かわ</sup>膚<sup>はだ</sup>も起<sup>おこ</sup>るところの變<sup>へん</sup>化<sup>くわ</sup>の注<sup>め</sup>目<sup>め</sup>る  
 んその益<sup>えき</sup>あしとせず顔<sup>かほ</sup>色<sup>いろ</sup>柔<sup>な</sup>嫩<sup>な</sup>くして生<sup>う</sup>來<sup>ま</sup>蒼<sup>あせ</sup>白<sup>しろ</sup>き婦<sup>ふ</sup>人<sup>じん</sup>の妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>になれば  
 色<sup>いろ</sup>澤<sup>め</sup>を増<sup>ま</sup>し而<sup>つ</sup>して之<sup>これ</sup>れと反<sup>う</sup>對<sup>たい</sup>の顔<sup>かほ</sup>色<sup>いろ</sup>の婦<sup>ふ</sup>妻<sup>さい</sup>の等<sup>い</sup>しく反<sup>う</sup>對<sup>たい</sup>の形<sup>かたち</sup>容<sup>よう</sup>を現<sup>あら</sup>  
 へす某<sup>ある</sup>例<sup>れい</sup>に於<sup>お</sup>いて男<sup>おとこ</sup>子<sup>こ</sup>よして髭<sup>ひげ</sup>の生<sup>は</sup>る部<sup>ぶ</sup>分<sup>ぶん</sup>も著<sup>し</sup>るしく毛<sup>け</sup>の萌<sup>は</sup>生<sup>は</sup>ると  
 わり此<sup>この</sup>毛<sup>け</sup>の分<sup>ぶん</sup>娩<sup>めん</sup>の後<sup>のち</sup>に至<sup>いた</sup>れば自<sup>おの</sup>ら<sup>ら</sup>消<sup>き</sup>失<sup>せ</sup>てその後<sup>のち</sup>復<sup>また</sup>妊<sup>にん</sup>娠<sup>ごん</sup>の毎<sup>た</sup>回<sup>ごと</sup>も再<sup>また</sup>  
 び萌<sup>は</sup>生<sup>は</sup>り或<sup>ある</sup>は又<sup>また</sup>皮<sup>かわ</sup>膚<sup>はだ</sup>弛<sup>ゆる</sup>緩<sup>ゆる</sup>みて褥<sup>あ</sup>積<sup>せき</sup>を造<sup>こ</sup>らへ顔<sup>かほ</sup>面<sup>めん</sup>も憔悴<sup>せうすい</sup>たる老<sup>らう</sup>年<sup>ねん</sup>の風<sup>ふう</sup>



態を興へて美しき容色を損ふと多し。偕又平常に皮膚より蒸發し易き婦人の妊娠すれば乾燥して粗麗き皮膚となる。また稟生皮膚は濕ひなき婦人の此時に際して蒸發すると多し。而して該の蒸發流の一種特別の烈しき臭氣を帶べり。又時とすれば銅色又黄色の疥癬を發す。黒子の漸次よその色を黒うし。且又その太さを増し。而して眼下に黒き環を生ず。如此に全體の容貌が變化るとその例少しせず。今一方は向ての時とすれば頑固して久しく存在せる皮膚の病に妊娠中退去て多く再び發するとなし。右に説きたる種々の變化に婦人毎に起るゝあらず。又同じ婦人にして妊娠の度毎に起るにもあらず。○第七 今茲に左程緊要ならず。左程毎常ならざる徴候の數を取り約て掲ぐべし。その即ち食物の味惡しきと異常なる食物を欲しむると口中津液を過度に醸すと胸の熱けると。最初二三个月の間食物すゝます。その後非常

食を貪りて時として婦人をして食する爲めに夜間寢所より起る。に至らしむ。齒痛、催眠、下痢、心臓の激動、右脇の痛み等なり。若し此等の症狀單一起るときの妊娠の徴候とする。またらず。該の中食物の味惡しきと他の徴證と比ぶれば最も大切なるものにして充分徴と爲らるべし。故に婚姻したる婦人その健康と異りたるとあくして遽然と白墨木炭、石盤筆、その他異常の食品を病氣らしく欲さ好む。感じを覺ゆる時、大方に妊娠の確かなる證據と爲らるべし。○此容體の數例の内孰れか又、盡くが月經の滯止、朝病、乳房の變化及らび、上に掲げたる他の徴候と伴ひ起る時、又妻女たる人自身に妊娠せりと云ふとを充分確定とすべし。○第八 精心の變化 妊娠は付屬する諸の變化の中、最も驚くべきもの、心經體の變化なり。婦人妊娠すれば一層物事と感動し易く、彼の特質も平常と異なり。而して平日愉快、信任、柔和、快豁したる意



氣も變じて忽急痲癩、嫉妬辛苦し、心を現に然るも生得意氣悪しく、痲症有ちの婦人の妊娠すれば平日と異りて意氣の改良なるとありて之れが爲めに家内中從來の經驗を以て母親の妊娠の雲霧晴れ雨風止て日暉閑靜なるの時限なりとして欣然で之を祝ふに至る偕又或る稀なる例に於ては婦人妊娠すれば思想の力を増し且之れを高上よし及らび又智力を増殖とあり〇原來此の書に婦女子の爲めのみ著せざるがゆゑ又獨り醫學者の詳知して常人より判然難き妊娠の或る容體と徴候は顯そことを爲すと雖も余が既顯したるもの、外又醫師より取りて至極大切ある數多の徴候ありと云ふとだけを述べ例へば該の徴候の一とせる胎兒の心臓の音の耳なれたる人の大約第五月目より之れを知り極むるを得る妊娠の明らるゝは確實なる徴候なり

第四十六章 流産

流産の妻女の身より取りて病氣を醸し易く而して生命を危険くなその原因となること往々之れあり加之ふらざこれの人間の生命の冗費にして未だ産出ざる子女年々之れが爲めに死るもの千を以て數ふに至り〇流産の數多 流産の決て稀に起るものならず統計表に因れば母親百人毎に三十七人は未だ齡三十歳又滿たずして流産を爲せり然りながら該の凶事の婦人一生涯兒子を孕む時限を折半にして初めの半期よりの終り半期は間多くなり起り易し是れより由て年取りて生殖機の枯れるまで兒子を孕むとを續く婦人百人に中九十九人の流産するものとせられり〇母親の年齢の感勢 婦人四十歳にして婚姻すれば甚だ大いに流産し易し然るも彼れ若し三十歳にして婚姻せしならば假令四十を越ゆるも兒子を産むとあるべし婦人その生涯の中兒を孕む時限の終り近づくときより多分の未熟産を以て孕胎の生涯を



終るべし夫れ最後の妊娠の最も普く成功爲さざるのみならず尙また  
 その子女の痲呆となるにありと云ふ説は信憑とすべき理由なきに  
 らざる故この論端に於て才人は初産の子女にありと多しと云ふとを  
 執言たる論者あり然るも亦最初の妊娠の最後の妊娠を除き他の妊娠  
 より一際流産し易し且又婦人非常に憔悴し或は多血なるかそ  
 れば初産の特異流産し易し○妊娠の時期の感勢流産の妊娠中の初  
 期も最も之れあると多し即ち最初の月より第三月迄の間も起り易  
 し亦大約第六月頃も甚だ起り易し諸亦流産の自から癖習のもの  
 して屢之又出逢ふたる婦人は妊娠中その時が来れば殆んど毎回又流  
 産するものなり○子女の幾日胎内にと在りたれば産れて享生ると能  
 手規則としては子女の第六月目の終りより以前に此の世に生れ出  
 れば獨立の身となるを得難し佛國の法律にては婚姻後百八十日を

經て産れたる子の享生ると能るのみならず尙又正統の子女として總  
 て法立上と人文の權利を有つと適へりと認めらる茲に古き醫學者の  
 著しせる數例を見るも六月以前に産れて活る所の子女ありと云り此  
 中最も奇代なる一例のフアン、スイーテン氏の記せるものなり曰くフ  
 ナニニチャー、リヌタイは其母親海上にて驚畏るゝとありて六月以前に  
 此れ世界に産出されたり同氏の説く所も因れば彼れ産れたる時よそ  
 の大さ拳も等しくして彼れの父親取て籠の内も置けり恐らくは彼を  
 して起立しめんが爲めなりと云へりかくのとく臨月より最も過早産  
 出たるとい雖もその死するや甚だ遅く齡七十九歳に達せりと云ふ  
 話あり紐育府の大學教師ガニンング、エヌ、ベット、フナルド氏某婦人の第  
 四番目の分娩の事情を記せり偕この婦人の第六ヶ月に滿つる以前よ  
 その重さ二磅九オンス(我凡そ三百六匁六分)の女兒を産出せしむ該兒



四四一

子の體の色赤さと紅のとし然るは彼れ呼吸を爲し而して分娩後暫時して自由な啼き叫べり諸彼れを包み絡ふは搦腕油を以て滑かよせられたる軟かなる綿を以てし然る後一回にその口中を二三滴より四五滴づゝ母親の灌を注入て養へり最初の間の之れを飲み込むに甚だ困難みしが漸次より充分の滋養を得る程飲み込むとを成切せり而して今日の該女児強壯健全なる婦人となれり○母親の危難妻女たる者流産を甚だ輕々しく取扱ふとを習慣とするは往々あり然るは流産の満期の分娩より子宮の病を起すと甚だ多く而して自然の分娩よ比ぶれば陰部を損ひ傷けると多し平常の分娩後に潰傷たる部分を平愈せしむるが爲め充分久しく休息を爲すと雖も流産後の如此も休息するを得ず月經の直と始めに復り而して速かよ孕胎こそあるべし又の不幸として流産の後自然の分娩後の如くは一ヶ月の間夫

五四六

婦別々寝ぬるの風儀なし故に豫て子宮の病在る乎或は子宮の病に罹らんとする兆ある婦人は於て特別流産の重大なるものとす○流産の原因痔疾の刺劇或は劇にて絞窄との時として子女を早く放出その原因となるとあり新し婚姻したる夫婦の過度たる情交の流産の元因となると通常とす海潮は浴びるとの流産を提起すものなりと知れり哺乳せるの格別な流産を起し易し或は有名なる醫學者の著述に左の事を著しせり或る限りを付けたる數例の中にて乳を哺しむる時間に妊娠となりたる婦人にてその百分の十七は流産せり而して他の時妊娠しざる婦人にての流産に出逢ふと唯僅かよ百分の十なりと是の譯は由て乳呑み子を持つところを妻女自分妊娠なりと疑ひ思ふとあればその子女を乳離さずんばあるべからず諸又齒を抜くと勞動を過すと氣を奮發し過すと嘔吐を倒ると物に撃觸ると激しき内感



(即ち憤怒不意) 非常なる喜び又の驚懼の如し走馳舞躍乘馬凸凹の道を粗末なる馬車にて乗通ると甚しき疲勞重き物を揚げ抱へると無暗に下劑を服用ふると子宮の病又のその變位泡瘡總體不健康なるとの總て該の不幸なる過ち(流産)を起生その原因たるの豫て能く知れたる所として上掲げたるものに加付ふるの數因なり○流産の預防を拔群なる現術家醫學博士ナルト氏曰く「流産を預防するの道と閑靜な身を保つにあり毎月他の時あつば經水の出る期に當る數日の中の特に然なり而して此の數日中の長き歩行長き集會尙又夫婦の交りを扣止るにあり」と○最初の妊娠には流産爲ることを避けるは特更願はしきとぞ如何なれば初妊娠に流産の癖付くときはその後之を絶ち防ぐと難ければなり夫故に初婚を爲したる婦人は不時産を起すべき諸の原因を充分に注意して避けずんばあらず若し夫れ預防の盡く爲す

とも萬に一つもこの時に流産するとあらば其再發らんとを防ぐが爲めに次の妊娠中に非常も非常なる注意を爲さずんばあるべからず紐育の大學教師ベッドフォード氏云へるとあり「如此なる場合よ於て至極結構なる手術は妊娠を爲すや速や第五個月の後に至る迄の男女の交際を絶つに在り如何なれば妊娠も此の期を過ぐれば流産の都合を大い減ずることを發見せばなり」と○若夫れ流産の症狀(苦痛並びに出血の二語)現はるゝと直と醫者に人を走らせ而して此の際妻女は横に寐て醫者の來着を待つべし醫者たるもの此期に迫るとも差迫りたる危難を轉能ふとあり仮令之れを止むると能ざるも醫者の助けの満期の産に於けるが如く緊要なり而して此の時ハ平常の産より尙一層緊要なると屢之れあり

第四十七章 母親の痕跡



母親の心は思ふとい胎内に在る子女は感染ると云ふとい世俗の信用する所なり夫れ稚兒の妊娠中その母親の精神は著しき感動を爲したる物體は符合る種々の成跡及び不具を受けて産れ出るとありと執言れり此事たるや大いゝ實際上有益の論題なるが故に余此事は充分なる注意を與へんとす如何となれば此事たる斯く注意すべき價直あればなり○余既は遺傳の法律の働きを論じたりと雖もその章は於ては母親の感勢の話とを全く盡さざる所ありぬ去れば母親たる者從來有たざる質をその子女は傳與ふると是れなり孕胎時と際て母親の心は意ふとい子女の身は上と大いなる感勢を現すと云ふ余既は説述たるを以て今茲より妊娠中兒子の性理の紐立と心理の質は彼の感勢の效驗を思考んと欲す而して子女がその母親の乳汁を経て母親の感動を受くる所の理由を説明すより後章は哺乳せると云ふ付て論ずる時とその

都合を得べし去れば即ち母親と子女の親密な接合より何事が猶不思議なるものあらん獨り之は比等なるものゝ妻女の身の上は夫婦の不思議なる感勢なりこの感勢は因て妻女の心理と生理の特質は於て兩ながら月日を経るに従ひその夫婦は類似する様となると屢之れあり加之ならず夫の一種固有の質を彼の妻再嫁して産む所は兒子は傳ふるが程は夫婦のその妻女の體を感動するものとす是を由て見れば父母子女は離れて在れ共元來同じ一體のものなり○余今爰に余が論評のその人の位地と云ひその人の練熟と云ひ醫學者たる人の誰にても批難云ふとあるべからざる術學の熟練なる經驗者等耳りの決議に基づきて説るなりと前以て一言述べ置くべし即ち余が説述する總ては例の批難すべからざる確證に因て之れを與へ愚昧妄信は徒ら物語にあらすして總て充分なる證憑を有り而して余が爰に記載す所の他は所に



等しく術學に嚴正しき發語れを記す然れば即ち是れ等れ事件を能く知得るとの大いに緊要なる實用たるもの剛發なる各の男女に明瞭ならん〇精心に感じ思ふとの體の上はその效驗を現はし能く人の知る所にして即ち永續き間強く心に感ずるとの爲に病氣を引き起し或の之れを平愈なすとあり夫れ心臟の病の該の機關の之を粘着して思考よりして生ずるとあり疣の或る無益なるものを施用て其を功能ありと強く信する力に因て消失り古代の瘰癧即ち帝王の崇りを患ふる人の帝王の身又觸るとを以て平癒せり是れ即ち帝王の故にあらすして患者の精心が自らこの平癒を成功せり美人の聞えあるマールアンツハネット女の頭髮の心に深く感動せしとあるを以て暫時に間に白髪となれりマダムコンダマイン女の彼の漠然として寂寥きエマツン川を唯一の船よて下る間に右に等しき變化は遇へりその他數多の例

を掲げ得ると雖も既と與へたる例よて不斷強く心に感ずるとの其體に不思議なる變化を生ずる勢力を行ふものと云へるとを示すも充分なるべし此等の事實の吾人をして即ち母親の精心を経て等しき成果を子宮の一部分なる胎兒の成長に現はしものと云へる思考を起さしむるに至るべし〇子女の形造と色澤に働きを有つ母親の精心の感勢妊娠してはまだ早き時限にての母親の不斷久しく精心と思ふところの形情に因てその子女の不具なると或の他不規則なる成長を提起すと云へる説を證據立る數多の事實を記録に載せり〇紐育の大學教師ウヰルリヤム、エー、ハモンド氏の彼れ自ら目撃みたる所なりとし左の著しき例を語り而して該の例たるや胎兒の性理の組立は母親の精心の感勢を受くるとも關つて殆ど疑を容ると難し或る夫人妊娠して第三月目よ際て一夜その夫婦面部は劇しく損傷を受けて血の滴



さる儘我家に歸りさるを見大い驚き懼れ一旦氣絶を爲しその後  
 引續て悵鬱病に罹りたりしが該の病中の醫學博士ハモンド氏の治術  
 を受けり彼れ該の病より全快するや速やハモンド氏に語て曰く胎内  
 の兒が如何か感化さるならんとを恐れり而して今に至るも當時夫の  
 血の滴りたる面態が自分の身に感動て未だ眼界を去り難しとその後  
 期滿て女兒を産めり然るに此の兒面部に黒赤さ痕跡を有てりその位  
 地と云ひ幅や長さ云ひその父親の面部に嘗受けさる傷に寸分異ら  
 ず如之ならず彼れ成長して見ば痴呆なるを證せり○紐育府の大  
 學教師ダルトン氏は左の事實を著りせり同府の内外科醫學學校に召使  
 へる、僕の妻女妊娠中耳の缺けたる男子を夢の中に見たりしがこ  
 の夢該女の精心は大いなる感動を起せりと其の夫は語れりその後兒  
 を産たるも一方の耳の一部分不足して全く彼れが夢に見る所の不

具耳も等し他日大學教師ダルトン氏母親の精心も因りて感化したる  
 胎兒の成長のとよ就て講釋せる時彼の僕右の事情も同氏の注意を  
 喚起せり借該の耳の全く鋭き懷刀にて切斷さるが如しと紐育のベル  
 グニー病院醫學學校の教師ゼーリユース、スミス氏の左の例も出逢へり  
 「至極物も感易く而して妄迷なる愛國婦人妊娠の初際の月一日市  
 街を通行く時一人の乞丐追從て搦どその他の指のなき手を揚げて  
 天帝の名を稱へて彼れも施物を乞り此時婦人不顧も通過せしが熟誰  
 の名を稱へて錢を乞ひたる手を思ひ出しその時施物を嫌ひたるを以  
 て今更大いなる罪を犯せりと心も感じて再び以前の乞丐も出逢ふ  
 る場所も歸り來れども右の乞丐を見るとなほ憐れと思ひその後數日  
 該の所も來り見れども絶て彼の乞丐を見ず而して該の婦人の話す所  
 も因れば數周日の間之れが爲に彼れが心を苦しめたる程も己れが想



像の罪を思ふとを以て心痛しながら分娩も近づきて他の分部の孰れも満足なれども唯一方の手の諸指と拇のなき女の兒を産めり而して該の不具の手は彼の乞丐の手と同じ側にして全くそれと似たるが如く又母親の目も見えり教師スミス氏が見たる他の例も甚だ之れも等しきものあり之れは母親がその妊娠中も近親者も怪我をして止むを得ずその手を切斷したるを見てその兒子も等しき不具を爲せり同氏の不具なる手を有ちたる該の兒子を兩人とも吟味を遂げて彼等が親共の云ふ所に偽虚なきとを少しも疑はず千八百六十八年の三月に同氏の某幼兒が剩餘の拇を斷ち除けり該の兒の母親の焼餅人の妻女なりしが左の履歴を話せり此の婦人の親族の云ふ及ばず亦彼れが承知せるだけけりその先祖に一人も斯る不具を現はせし人なかりし彼れ妊娠の初際の月に店にて蒸餅を商ふとを爲せしが復拇を有ちた

る一人の童子が殆ど毎日一片錢の蒸餅切を買ひに來り右の一片錢を拇と剩餘の指の間は挟みて差し出すを常とせり婦人妊娠の第三月目の後蒸餅店を退きしなれども該の不具の己れが産みたる兒子に再び生じたるを見て異しむ爲さざりしが程よこの婦人の精心も感染り○右に掲げたる諸の例に於ては妊娠の初際の月に感染を生じたるなりと雖も又幼兒の不具をして分娩以前唯二三月の間に母親の精心の強き感動も基づくとも明瞭なりと考へしむる數多の例を記録し載り備此の感動のその時より分娩の時に至るまで母親の心も消えるとなく而して現も見たる所の格別の仕方如く己れの兒子も感染せらるらんこ充分に思設けしむるを以てなり有名なる物性學者大學教師カーペンター氏と彼れの近親類も此の種類の甚だ著しき例の出來りたるを以て之れを躬から詳知せり○今まで上掲げ來りたる諸の例



と不易心中に感ぜたる成果の例なりし然るも又時として母親の身  
 は劇しき不意の感の假令速かよ之れを忘るゝと雖も胎内の子女  
 感染を止むると云ふ説の眞實なり○某夫人の妊娠中にその親類の一  
 人が足と蛭を付けたる不快しき形様を見て慄とせしが兒子を産むに  
 及んで之れを見れば嚮に見たる部分と同所より血を吸ふために蟠縮た  
 る蛭の痕跡ありしと云へる確證ある話あり○巴里斯の醫學博士デラ  
 シー氏曰く千八百二十五年の一月は巴里斯の近傍あるパチグノール  
 と云へる村落に一婦人を診察ふため招待せられたりしは該の婦人  
 夜前戦慄する程に不具なる六月目の胎兒を産み出せり偕其上唇の顎  
 と齒齦と混同して一塊となり右の足の其中央より切斷れて其切株松  
 子の形の如く尖れり元來此兒の母親の料理人なりしが妊娠となり大  
 約第三月目の比一朝彼が傭主の家より入來りたる時又兎唇にして且切

斷たる足の僕を見て愕然戦慄せり○千八百六十八年八月的林府は於  
 て開かきたる醫學社の集會よりハーパーズ氏左の説を語れり或る  
 婦人妊娠とあり第三月目の最初の週の間は兎唇の男兒を見て然る  
 時胎内よりありし兒子のみならずその後重ねて産みたる三人の子女共  
 殘らず恐るべき兎唇を以て産むる又或る婦人は妊娠して五週目より  
 負傷てその臍を脱出せる一頭は綿羊を見て大に驚慄し而して數日の  
 問心の動亂を快復する能はず該の婦人満て兒子を産みしがこの兒他の  
 部分の能く成長せしなれ共腹の壁膜を缺けり○母親の精心と思ふと  
 の勢力が胎兒の身の上より關する數多の著しき例の從來集纂られ來れ  
 り○第十六百紀中より著名き佛國は外科醫アンブロイス・パーシー氏  
 の著書の一章をその原因と形造の想像を基く怪物の條件を委ねり  
 而して同氏はこの想像の感勢を付て強く信用する人たると明證なり



○路易第十四世の皇后マリー・テレンシーの屬從黑人童子が皇后の化粧所より出んとして皇后の御衣の上に躓き倒るが原因よて黒人の子を産みしなると人々一般に之れを信用せり該の皇女はフアンテンブローの近傍あるモレレットの尼院に於て教育られ爰に始てその顔を顯し而して佛國の革命の亂に至るまで彼れの畫像を此の院に掛け置れたり○或る著述家の貪欲の勢を以て子女を不具に爲し而して楡梨子葡萄の如き菓實又其の他母親が妊娠中欲しがりたる物の形を子女の身を生ずるとの例を與へり○左の例は高尚なる醫學者の説なり或る婦人兒子を産ましが此の兒の舌より珠數の如き腫物生じて口を閉ると能はず而してその色と云ひ形ちと云ひ又太さと云ひ全く平常の葡萄に類似せ且又胸より至くその形容土耳其雞の冠に似る赤き息肉を有てり偕該の母未だこの兒を見せられざる以前に妊娠中の

とを問るゝ因て答て云く彼れ妊娠中某所にて葡萄を見て強て之を欲しがりたり而してその後不斷に彼の葡萄の心を思へり而して又彼れ他日土耳其雞の雄に襲はれて大いに驚愕されたとありと○巴里斯の醫學博士ギマン・シナン氏の想像の事を論ずる彼れの著せる書の中よりブルハムに於て産れたる或る兒子の事情を記せるシャルナル、マ、ウラル、グニーンと云へる雜誌より引證せし偕此の兒子の眼中に袖時計の面を明瞭に現はせり而して該の影像の眸子の周圍に在りて時の記號の數字判然と視えたり去ればこの兒が未だ胎内に在る間にその母親或る時計を見んと強く欲したるなり○大學教師ダルトン氏彼れの著せる人身体理書の中に曰へらく世俗は信用する如く胎兒の種々の不具と不足の或る例に於ては忌憎、畏懼、憤怒などその母親の身を経験たる心經の感動より必ず出來ると云ふと今日に於ては



疑を容る所殆んど之れなしと〇余今幼児の精心にその母の精心の感  
 勢を思考んとし今まで余が説論たる所の胎兒の形造と色澤の上は母  
 親の精心の感勢あるとのみとして未だ少しも此の條件は論及ばざり  
 し余が説論の此の條件と世間甚だ普通くして能く知らるれば詳細は  
 之れを例解すると不要用あるべし新克府の醫學博士セギユーイン氏  
 と痴呆の事と付て彼れの著書の中は母親の心に感じたる驚畏心痛そ  
 の他の内感とその子女を痴呆と爲すものと云ふとを信するよその理  
 由ある數多の例しを與へり同氏の評解に曰く感染と時として潜居る  
 胎兒は達きて彼れが未だ産を出でざる以前はその手足を切斷し或は  
 大いなる新らしき損傷を負ひしむると之れあり此の事たるや明らか  
 に言難けれ共争そひ難き事實なり是れに由て痴呆と母親の感動は必  
 らず關係を有てども其由を知り難しと余と心は思惟るなりと〇余が

既に與へたるもの單純は母親の精心の感勢を以て未だ産ざる子女  
 の體と精心は變化を生ずとあると云へる説を助くる數多の著しき例  
 と最勝れたる確證なり然るよ又母親の身は受けたる性的の記載  
 由てその子女は感染するとあり〇醫學博士ロセシア氏と左の事情  
 を報告せり嚮は四人の健全なる子女を産みたる某婦人妊娠して第七  
 月めは右の脚を犬と噛れり同氏の該の犬の齒にて出來たる疵傷を見  
 しよ三箇の小さき三角形の凹みありてその中二つは僅かよ皮を傷け  
 しのみよして第三の疵より少しく血の萌みたるを見たり然るよ婦人  
 此凶變は出逢たる瞬間より少しく驚愕たると雖もその時よ又その  
 後よも胎内の兒が之れが爲めは感染せられたらんとし少しも憂へざ  
 りしこれより後十周日を経て健康なる兒子を産みたりしよ此の兒子  
 母親の足よある犬の齒痕とその太さと云ひ形容と云ひ全く等しき三







て働き爲す手 即ち母親の血液を経て働らくものと、抑母親の血液  
 (即ち血液)と胎内に在る兒子の活液とを遮隔するもの、唯一つの至極脆  
 弱な粘液膜なり此の非常な薄き膜を経て母體と兒體の血液の絶えず  
 交感を爲り是れより由て母親の血液より或る暫時或る永久に續く所の變  
 化を起せる諸心經の記感のその胎内の子女に通達す既前章より顯し  
 たるが如く母親の自分の固有な所を精心の體の特質を己  
 れが血液より因てその兒子に傳へ得るがゆゑに例へば己れが父親より  
 己れが男兒に遺傳するは男性に屬したる病を以てす或る彼れが再嫁  
 の夫に因りて産みたる子女に彼れが最初の夫の性理及び精心の形跡  
 を傳ふこの同傳者即ち血液を以てその他彼れが精心に強き記感を  
 爲せし特別のものをその子女に通ず與へざるのなしと云ふの少しも  
 怪異ひへきにあらず夫れ故に解剖學と性理學の該の不思議を見ゆる

感勢を充分に解き明して之れが説を爲せり○今爰に説たる趣意の今  
 代の術學の認可す所にして母親其親族及らびにそれ朋友も重大なる  
 關係を有てり而してこの事又つきて實際上の結局の左の如し妊娠中  
 の精心の非常な記感易くして母親の記感の未だ産れざる胎兒の脆弱  
 な體よその働きを現すが故に婦人一身のみならず亦彼れと交り近  
 人も皆能く注意して此害をさけしめずんばあるべからず到底子女の體  
 質の妊娠の至時限母親の體と精心の健康を守るの善悪あり總て  
 妊娠女の左右に有るもの及らびに彼れに召使する者その婦人の心  
 を快樂く静穩に誘導くべし就中婦人の快からざる物醜き體を視ると  
 を避けずんばあらず激しき忌悪しき記感を覺ゆる時の精心を静め轉  
 じて成る丈け速く之れを除き去らずんばあるべからず何事もよらず  
 精心の衝動を起す原因の謹み防がずんばあるべからず今母親の感勢



の論題を離るゝと臨んで子女の身の上に父親の感勢と母親の感勢の尺度を付て明かなる差異と讀者の注意を乞んとし抑父親の感勢の孕胎する時にして止み母親の感勢の妊娠の至時限中のみならず余が追付説述るがとく哺乳る至時限中さへも止むとなし

第四十八章

胎内に於て兒子の教育

美術師フラススマンの畫さたる略圖のその満足なると云ひ優愛しきと云ひ世界第一として貴重せらるる彼れ未だ幼稚かりし時より畫を畫くとを好めり偕彼の母親の文學と美術を嗜める婦人なりしが常に人よ語りて云く彼れフラススマンを産めるまへ數月の間日々彫像を爲るとし諸先生の畫きたる所の人間の形の最も美事なる均合をその心よ記憶む爲め數時を費せりと彼れその兒子を産ふ至て此兒の才能の我身の教耕の結菓なるを發見せり嗚呼この婦人の思考たる

や如何に優愛しき志操なる乎嗚呼此の事たるや將よ人の母とならん  
ととる婦人に對し文學高調ある志慮潔白なる内感高尚なる情をその心よ教耕すべきことを如何に奮勵さしむべき乎是れよ由りて此理を遵守する婦人の將來の教育を以て與ふると能ざる所のものを此時に際てその子女に賦與す○胎兒の腦髓の未だ硬固らずして萬事左右し易きものあるが故に諸の記感を受取ると速なり而して之れを保續き終りに此記感の童幼成人の時の特質となるが故に妊娠女の氣力の乏しきと劇しき情欲精心の刺劇及らびに浮薄あるとの未だ胎内に在る子女よ消失難き成跡を殘止むるものなり偕又之れと反對せる精心の形情の等しく右よ反對の成果を生ず是れに由て妊娠中の萬づ其心を快樂しむるもの、引導びくもの、而して高尚にするものを以て婦人を環絡のしむると至極緊要のことす如此なる内感の胎兒を教育しその



氣質を形造りその才力を撰造りその精心と智力の線路を造立るが故に諸教育の中にこれを以て第一の緊要なるものと爲す

第四十九章

或る婦人の妊娠中重ねて孕むと能る事

某婦人の既又妊娠せる中又重ねて孕胎を既に子宮内に在る子女第一の兒子即ちその弟を加へ能ふ事○犬の類に在て一頭の母親より異種の犬を同時又産み出すと珍らじならず是れ又由て之を見れば此の動物の一の孕胎又密次て他の孕胎を爲し得ること明なり之れ又等しく牝馬の十五分時間の中に最初又馬を造り後又ミエール(牡驢と牝馬の雜子)を造るものと知り而して人類に於ては婦人同日又黒白の兩男子又交りたる事因て白黒の双子を産みたる數例を記録に載り醫學博士ヘンリー氏の話又ブラズイル又於て亞米利加熱帶産の土人一産又白棕黒の三種の三子を産みり而して該の三子の各白棕黒夫々

の人種又属したる容貌を現せりと云へり○總て如此なる例又於て重て孕むと甚だ速かに引續て起りたる事故又此の兒子等同一又成熟て同産又於て分娩せり然る事之れより一層奇珍にして不思議なる第二の妊娠即ち二重産の例あり例へば最初の兒が産れ出後二三四月及らびに五ヶ月又して満期胎兒の性質を有る兒子を産みたる例あり而してこれ最初の兒子も同じく満期又して出生たるが如しマリ、エン、バイゴードの齡三十歳にして千七百四十八年四月三十日に満期の活きたる男兒を産みし事又同年の九月十九日又活きたる女兒を産みり而して此の女兒も亦その軀體と云ひ四肢は太さと云ひ能く成長したる形情を以て見れば満期るまで胎内に在りたるなりと認められし即ち該の事實は大學教師イーセンマン氏及らびにストラスポルグ陸軍病院の軍醫監リライオン氏の經驗せし所なりこの二つの分娩



四月半の時間を隔てり考へらるべし該の最初の児子の産れて二月半の間享生し第二の児子の一年を経て死せりこの例に於て重ね子宮よあらず如此きものありと恐らくの想像せらるべし如何となれば此の婦人死後解剖れたる子宮の單一なりとを證據立つればなり〇此の種類他の例たる左の如しライチンのペスワット、フランケイ女の千七百八十年正月二十日一人の女子を此世に生しその後五ヶ月と六日を経て第二の女子を生せり此の第二の女子も體格満期て且へ能く生長せしなりその後二年を経て該の二人の児子の洗禮の證書を添てライチンの二人の審査官ケイイロト及びデンルシに前も連られたり是即ちこの事實たるや正き醫學に於て有價ものなるが故に將來の證據を爲として記録し止られさり〇雙方の分娩の隔間二ヶ月乃至五ヶ月以内にして充分に成長したる子女の産出も付て現今

よ知れたる確證なる數多の例あるがゆゑも如此も月日を挿みて子女を分娩すとあるの少もその間疑團を容るに由なし唯この條件も就て説き残せる疑問の孕胎の時期も關ての疑問なり去れば如此き例に於て二人の児子の雙子にして同じ時に胎たるとい雖も後に産出たる児子の成長するとその朋より幾數月後入までの成熟を爲さる程も長り遅れたるなる手否らざれば第二の孕胎の第一の孕胎より數月を経たる後よ起たるもの手若し夫れこの後の説を眞とせば即ち前も咄せるマリー、エン、パイゴード女の例に於て第二の児子の第一の児子の動くを始めたる以來に孕まれたるに相違なし然るにまた父も異ありその齡も差たる二人の児子が同時に子宮内も存在するもあり今日に至る術學の經驗と識者の重みを以て甚だ稀ある例も在る第二に孕胎の妊娠中に起ると之あるなりと云る事實を確定め



左の去りながら此の説よりして二人の子女が同時と産れたる節に  
 一人の充分な成長して今一人の小さくして体格いまだ成熟せざる時此  
 の二人の時を異として孕れたるは相違なしと誤認せざるを肝要なり  
 この小さい方の兒子の不充分に成長たる單産の兒子の例と同様なる原  
 因を以てその成長を障碍られたるなるべし又等しき想像を以て第一  
 の子女が産れ出たるより一二月以内は第二の子女産れ出たる時よ  
 於て最初の兒子の未だ成熟せずして第二の子女の満期まで胎内よ之  
 れ在りたるなりと云ふ説もあるべし然といへども如此なる想像の各  
 の兒子が充分成熟の徴證を以て五六月の揆間を置きて産を出たる  
 所の余が前より顯せる例及らば之れに等しきその他の例に依りての  
 解明し難し斯る例に臨て獨り當然の解明の既に語りたるが如くたと  
 ひその例の少なしと云ふとも確證あるがゆえに第二の妊娠の第一

の妊娠中に起れりと云ふ説是なり○上掲げたる事からして至つて  
 不思議に見ゆれどもこれより尙一層不思議なる右と等しき他の事實  
 あり去れば或る例に於ては第二に孕胎たる産物が第一のものど別々  
 と成長せずして二體混同となり而して一の兒子の體の内は他の兒子  
 の成長即ち胎兒の内は胎兒の顯像を現したるを嘗て之ありたり斯る  
 珍らしき珍事の晩近日耳曼國の某雜誌に之れを記載し即ち同國の  
 ショット、ギヤゼットと云へる雜誌の通信者の説述ると左の如し千八百  
 六十九年二月一日日曜日當てダルスナヨ一の近傍スチリユーエン  
 と於て牧羊者の妻女若盛に於て一女兒を産みしが體格常人に異なら  
 ず然るまた腰背にあたりその太さ握拳の如き二箇の大きいなる腫物  
 を有てりこの所を押へ見るに壁膜の下に能く成長したる胎兒ありと  
 覺えらる而してそれ手足工合にて考がふれば五月乃至六月に成長を